

小規模保育事業整備の手引き

—整備希望の皆様へ—

—令和4年4月版—

横浜市こども青少年局

こども施設整備課

この資料は、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みのもと、小規模保育事業の整備にあたって基本的な事項について要約したものです。小規模保育事業の整備をお考えの事業者の方は、ご参考にしてください。

なお、記載内容は、作成日現在のものです。法令や予算の関係で、補助制度などは変更になる場合があります。また、横浜市から整備費等の補助を受けて小規模保育事業を整備する場合は、本手引きに記載した内容以外にも、補助金交付の要件として、別途条件を付すことがあります。詳細は、公募の際に提示する募集要項にて御確認ください。

目 次

第1章 小規模保育事業の概要

- 1 小規模保育事業とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 小規模保育事業の類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 小規模保育事業の設置

- 1 小規模保育事業の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 事業主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 整備の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 整備経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 事業所の設備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 7 整備にあたっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 8 連携施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 9 Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第3章 小規模保育事業の運営

- 1 小規模保育事業への入所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 保育内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 施設長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 4 職員配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 5 保育時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

6	特別保育等	21
7	運営費の助成	22
8	小規模保育事業の給食	23

第4章 参考資料

1	小規模保育事業の基準	25
2	連携施設受諾促進加算の諸条件について	26
3	設計・施工の際の留意事項	27
4	児童福祉法（抜粋）	31
5	児童福祉法施行規則（抜粋）	37
6	子ども・子育て支援法（抜粋）	38
7	子ども・子育て支援法施行規則（抜粋）	44
8	横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例	49
9	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）	72
10	厚生労働省通知（抜粋）	74
11	横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱	91
12	横浜市子ども・子育て支援法確認事務等取扱要綱	98
13	問合先一覧	101

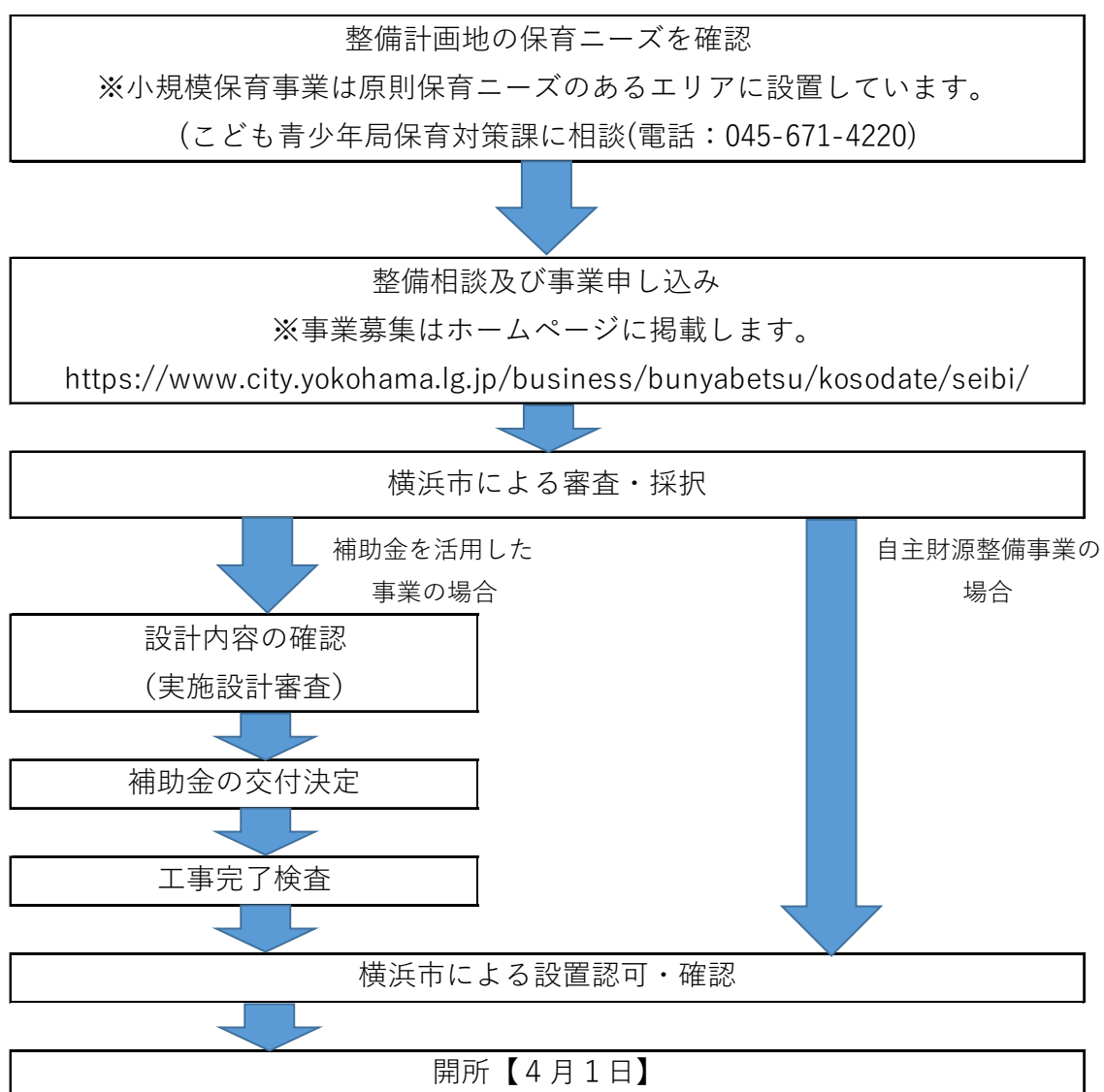
第1章 小規模保育事業の概要

1 小規模保育事業とは

平成27年4月1日に施行された子ども・子育て支援新制度で新設された小規模保育事業は、0～2歳児を対象とした、定員6～19人の比較的小さな事業です。

横浜市において小規模保育事業を設置する場合、横浜市長の認可・確認が必要です（児童福祉法第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法第43条第1項）。

なお、認可保育所、幼稚園（横浜市私立幼稚園等預かり保育事業実施園）、認定こども園のいずれかと、「保育内容の支援」「代替保育」「卒園後の受け皿の設定」の連携を実施する必要があります。



※詳細なスケジュールは募集要項にてご確認ください。

2 小規模保育事業の種類

小規模保育事業には、A型（分園型）・B型（中間型）・C型（グループ型）の3つの種類があり、それぞれ求める基準が異なります。

A型（分園型）は、保育従事者全員に保育士資格を求めるもので、認可保育所の分園に近い種類となっています。

B型（中間型）は、保育従事者の必要数の3分の2以上に保育士資格を求めており、無資格者については、神奈川県主催の「子育て支援者研修」等を受講することが必須となっています。

C型（グループ型）は、現在本市で実施している横浜市家庭的保育事業と同様の配置基準で家庭的保育者を配置することとなっています。

第2章 小規模保育事業の設置

1 小規模保育事業の設置について

就学前児童数の推移や待機児童数、保育所等の整備状況や他の整備計画の有無、補助金による整備か否かなどを考慮し、保育需要、事業計画、組織体制、運営状況などを総合的に審査して判断します。

2 事業主体

新たに小規模保育事業を設置する場合の事業主体は、社会福祉法人のほか学校法人、株式会社、NPO等の法人格を有する者で財務状況が健全な者となります。個人でも設置可能なC型については、現在新規整備の募集は行っておりません。

3 整備の方法

新たに小規模保育事業を整備するには、次のような整備手法があります。事業者の募集については、横浜市のホームページで案内しますので、ご確認ください。

いずれの場合においても、開園日は各年度4月1日としてください。

(1) 自主財源による整備

横浜市からの整備費補助を受けずに、事業者が自己資金で小規模保育事業を整備するものです。外部委員への意見聴取を経て、事業者を決定します。

(2) 改修費の補助を受けて内装を改修することによる整備

事業者が確保した既存建物において、横浜市からの内装整備費補助を受けて小規模保育事業を整備するもので、全ての法人を対象としています。（詳しくは、事業募集時における募集要項にてご確認ください。）

地域の保育ニーズや予算等の状況を踏まえ、外部委員による審査を経て、事業者を決定します。

4 定員

(1) 定員とは

定員には、「認可定員」と「利用定員」と各施設2種類設定しており、原則として同数での設定となります。

【認可定員】

- 児童福祉法に基づき設定するもので、基本的には保育室や職員数を勘案して決定される、施設の受け入れ上限定員として設定する定員です。
- 設定後の変更は適正な手続きが必要となり、変更する場合は戻さないことを前提とします。

【利用定員】

- 子ども・子育て支援法に基づき設定するもので、利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で設定する定員です。
- 給付費（委託費）の単価水準は、利用定員を基に定めています。
- 利用定員の範囲内での受け入れを原則とし、利用定員から超過して受け入れる場合は、定員外の受け入れに当たります。

(2) 定員設定

【原則】 認可定員＝利用定員

【例外】 認可定員＞利用定員

※ 開所当初、2歳児の枠を抑え1歳児の枠に割り当てる年度限定保育事業などに限ります。

定員は、A型・B型は6～19人、C型は6～10人です。

また、定員の年齢別内訳については、全年齢の持ち上がりが可能な定員設定としていただくとともに、地域の保育ニーズに応じて、横浜市との協議に応じていただきます。

保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。

【参考】年齢別定員の例

定員		0歳	1歳	2歳
A型・B型共通	12人	0人	6人	6人
	19人	0人	9人	10人

5 整備経費

(1) 改修による整備

- ・設計費：概ね改修工事費の3～5%
- ・工事管理費：工事費の約2～3%
- ・建物の改修費：規模や改修内容により異なりますが、横浜市の補助制度を用いた過去の事例からすると、定員19人の規模の場合、2,200万円程度です。
- ・賃貸借物件の場合は、他に契約保証金、賃借料等が必要です。

(2) 社会福祉法人、学校法人以外の者による整備

建設、改修による整備に関わらず、社会福祉法人及び学校法人以外の者が小規模保育事業の認可を受けるには次の費用も必要になります。

横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱

条文	内 容
第12条	年間事業費の6分の1に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

6 事業所の設備等

小規模保育事業の認可にあたっては、以下の法令・基準等を満たす必要があります。

- ・児童福祉法
- ・横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（以下「条例」）
- ・横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱（以下「要綱」）
- ・建築基準法及び横浜市建築基準条例
- ・その他関係法令・通知等（消防法、食品衛生法等）
- ・設計・施工の際の留意事項

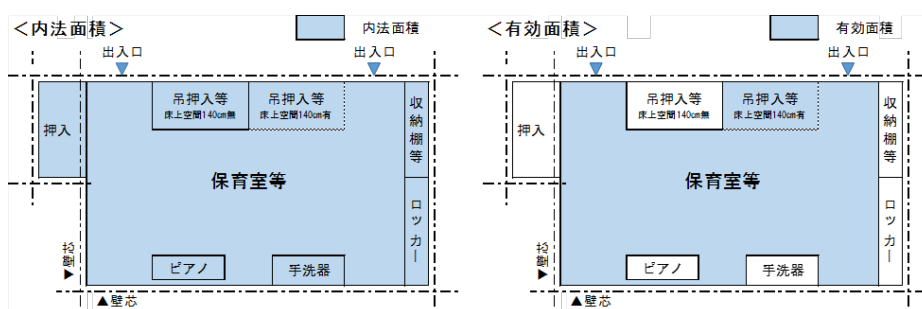
なお、補助金交付等の要件として、別途条件を付すことがあります。

(1) 整備が必要な設備について

ア 乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室

<p>条例 第 29 条</p>	<p>小規模保育事業を整備する場合の保育室等（乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室）の面積は、市基準面積以上を確保すること。また、保育室等には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p><基準面積></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>保育室等</th> <th>基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 歳（乳児室）</td> <td rowspan="2">3.3 m²/人以上</td> </tr> <tr> <td>1 歳（ほふく室）</td> </tr> <tr> <td>2 歳（保育室）</td> <td>1.98 m²/人以上</td> </tr> </tbody> </table>	保育室等	基準面積	0 歳（乳児室）	3.3 m ² /人以上	1 歳（ほふく室）	2 歳（保育室）	1.98 m ² /人以上
保育室等	基準面積							
0 歳（乳児室）	3.3 m ² /人以上							
1 歳（ほふく室）								
2 歳（保育室）	1.98 m ² /人以上							
<p>要綱 第 5 条</p>	<p>小規模保育事業を整備する場合の保育室等の有効面積は、内法面積から造付け・固定造作物を除くこと。</p> <p><内法面積から除くもの></p> <p>ア 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚</p> <p>イ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上 140cm の空間を確保したものを除く。）</p> <p>ウ 手洗い器</p> <p>エ ピアノ</p>							

- ・乳児室とほふく室・保育室を同室にする場合は、乳児の保育スペースをベビーサークル等で切り分けてください。
- ・面積算定は以下の通りとしてください。
 - 内法面積、有効面積の算出方法は保育室等にのみ適用し、その他は壁芯面積としてください。
 - 内法面積には保育室には押入を含め算出してください。



イ 医務室

条例 第 14 条	必要な医薬品等を常備すること。
--------------	-----------------

- ・ 病児の静養、感染症等の園内感染防止を目的とし区画された部屋又はスペースとしてください。
- ・ 事務室等と兼用する場合は、カーテン等で仕切ってください。

ウ 調理室

条例 第 14 条	感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
条例 第 15 条	小規模保育事業所内で調理する方法(第 10 条の規定により、当該小規模保育事業の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行うこと。
要綱 第 5 条	認可定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁等で区画すること。

- ・ 衛生管理の点から、調理室の入口にあたる場所に前室を設け、手洗い設備を設置してください。なお、調理室については、衛生面、作業動線を考慮した設備とするため、設計の段階でその園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」にご相談ください。
- ・ 衛生的で安全な給食を提供し、また感染症等のまん延を防ぐため、調理室と調理室以外の部分は、随時オープンになっている箇所がないよう、区画してください。なお、換気ができる設備としてください。
- ・ 調理業務は第三者に委託することができます。
- ・ 3 階以上に保育室等を設ける場合は、調理室とそれ以外の部分を耐火構造の床、壁、特定防火設備等で適切に防火区画してください。(条例第 29 条)。
- ・ 調理器具をオール電化とする場合でも、調理室は火気使用室として扱ってください。
- ・ 給食を連携施設等から搬入する場合は、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えてください。

エ 便所・手洗い設備

条例 第 14 条	感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
要綱 第 5 条	児童 10 人に対して 1 個設けること

- ・ 調理職員用便所は専用とし、職員・来客と兼用としないでください。
- ・ 児童用、職員用、調理職員用便所には、衛生面への配慮から必ず各便所内に手洗いを設けてください(児童と職員用を一体で整備した場合は手洗いの兼用可。また、ロータンク手洗いのみでの対応は不可)。
- ・ 保育室等用の手洗いと便所用の手洗いは必ず別々に設けてください。また、保育室等用の手洗いは幼児の生活習慣の指導が行えるようになるべく

- 保育室内に設置してください。
- ・汚物等を扱う部屋には衛生面への配慮から必ず手洗いを設けてください。

オ 屋外遊戯場

(7) 基準について

条例 第 29 条	屋外遊戯場の面積は当該幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること
要綱 第 5 条	面積は児童が実際に遊戯できる面積とする。屋外遊戯場を設けられない場合は、児童の歩行速度で概ね 5 分程度の範囲内で到着できる公園、広場、寺社境内等で差支えないこと。

- ・以下の部分は面積に含めることができませんのでご注意ください。
 - a ピロティなど、屋根、天井があり建築面積に含まれる場所。
 - b 実際に遊戯での使用が困難な建築物と境界塀との離隔が極端に狭い部分等。
- ・建築行為に伴う緑化協議に基づき整備した緑地を屋外遊技場面積に含めることができない場合があります。必ず環境創造局みどりアップ推進課にご確認ください。

(4) 代替公園等について

- ・公園等が基準面積以上を有していること。また、屋外活動・園からの移動の際に安全が確保されていること。
- ・公園等に活動上危険な場所がないこと。
- ・移動の際に明らかに危険な場所を通らないこと。引率は必ず複数で行うこと。
- ・公園等は、所有権等を有する者が本市又は公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高く、園による使用が安定的かつ継続的に確保されると認められる主体であること。
- ・公園等までの移動ルートについては、交通量や横断歩道の有無、歩道の設置状況や、危険な個所がないか等確認の上設定し、安全対策を行ってください。
- ・公園は地域の方や近隣園も使用する場所で、自由使用が原則となりますので、お互いに譲り合いながら利用してください。
- ・公園とは、都市公園法上の公園を指します。

(2) 施設の安全性・快適性に関する仕様について

こども、保育者、保護者の安全・安心のために、次の基準は必ず守って整備してください。

ア 保育室等の設置階について

- ・保育室等は、特別な理由がない場合は、1階に設けてください（厚労省通知「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（H26.9.5）に準拠）。
- ・保育室等を2階以上に設ける場合には、基準条例に基づいて必要な設備を備える必要があります。

- ・ 保育室を2階に設ける場合、3階に設ける場合、4階以上に設ける場合で、必要な設備には違いがあります。児童の安全性等防災上の観点から、保育室は低層階に設けることが原則となっています。
- ・ 別途消防局との協議により、設備設置や防火措置を求められる場合があります。設計の段階でその園の所在地を所管する消防署にご相談ください。また、事業所所在階以外も防火措置等を求められる場合がありますので、ご注意ください。

【保育室等を2階以上に設ける場合の要件】

基準条例第29条第9号

2 F	3 F 以上		基準内容
○	○	ア	耐火建築物もしくは、イ準耐火建築物であること。 (建築基準法第2条第9号の3に規定するロ準耐火建築物は不可です。)
○	○	イ (※1)	2以上の階段が設けられていること。
—	○	ウ	保育室から階段までの距離が30m以下であること。
—	○	エ	調理設備が防火区画されていること。 (もしくは、スプリンクラーまたは、自動消火装置等が設けられていること。)
—	○	オ	天井、壁の仕上げを不燃材料ですること。
○	○	カ	乳幼児の転落防止措置
—	○	キ	非常警報、火災通報設備
—	○	ク	カーテン、敷物等の防災処理

※1 基準条例第29条第9号イ

保育室等設置階	根拠規定	2階		3階		4階以上	
		常用	避難用	常用	避難用	常用	避難用
屋内階段		○	×	×	×	×	×
避難階段	建築基準法施行令第123条第1項	○	○※2	○	○※2	○	○※2
特別避難階段	建築基準法施行令第123条第3項	○	○	○	○	○	○
屋外階段		○	○	○	○	×	×
屋外避難階段	建築基準法施行令第123条第2項	○	○	○	○	○	○
傾斜路(準耐火構造)	建築基準法第2条第7号の2	×	○	×	×	×	×
傾斜路(耐火構造)	建築基準法第2条第7号	×	○	×	○	×	○
待避上有効なバルコニー	厚労省通知平成26年9月5日 雇児発0905第5号	×	○	×	×	×	×

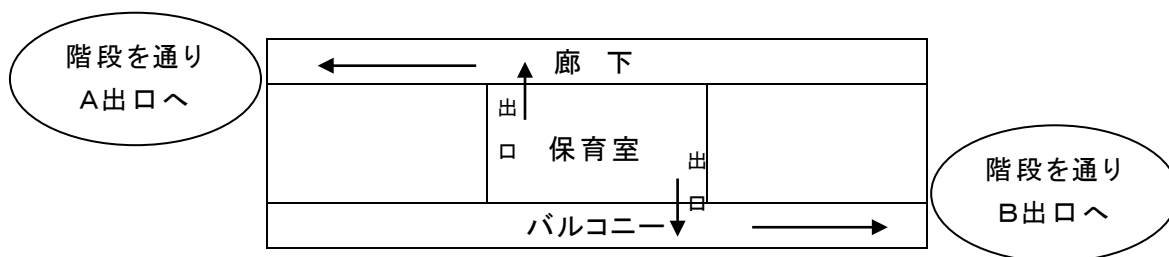
※2 園設置階までで可。屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(4階以上の場合は、階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、建築基準法施行令第123条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすこと。(←特別避難階段を一部準用)

イ 保育室等の2以上の出入口について

- ・災害時の避難上、及び不審者侵入上の必要性の観点から、園(建物)から2以上の出入り口を設置してください(基準条例第7条の非常災害時に必要な設備として横浜市建築準条例第13条に準拠)。

ウ 二方向避難について

- ・保育室等・屋上の屋外遊戯場の二方向避難は、避難経路が重複しないように反対方向としてください。
- ・敷地外への出口は安全な園運営ができるよう複数の出口設置としてください。
- ・児童の安全を考慮し、避難器具を使用しない計画としてください。



エ 採光及び換気のための開口部の確保について

乳児室・保育室などは、部屋ごとに、床面積(壁芯)の5分の1以上の採光要件(十分な採光が可能な窓の設置)を満たす必要があります。

オ その他の配慮事項

保育室等	食べる・寝るなどの機能別の空間	食事と午睡を別に行える空間があることは、衛生面からも、落ち着いて食事ができるという点からも、望ましい環境です。
	温度、湿度計	児童の年齢や発達状況に応じて適切な温度管理をすることは、児童の適応能力を高め、健康な体づくりのために必要なため、温度、湿度計を備えるようにしてください。
施設全体	防犯設備	出入り口の電子錠や機械警備、防犯カメラなど、各施設の状況に合わせて、児童の安全確保のために必要な設備を備えてください。
	安全のために必要な設備 ※第4章参考資料「設計・施工の際の留意事項」参照【P.28】	例として以下の対応が考えられます。施設の状況に合わせて、児童の安全のために必要な設備を備えてください。 転落、園児飛出し：フェンス、柵の設置(高さや形状にも注意)、各保育室や掃出し窓について児童の手の届かない位置に錠を設置 等

	<p>怪我：指はさみ防止、ガラス飛散防止、家具等の角端部対応 等</p> <p>感電：コンセントを児童の手の届かない位置に設置、感電防止コンセントの設置 等</p> <p>地震：家具転倒防止、蛍光管落下防止 等</p>
設備の更新を見据えた整備計画	<p>建物より設備の耐用年数は短いため、将来的な設備機器や設備配管の更新工事を見据えた計画とすることが望ましいです。例として以下の対応が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取替えのため： 冷暖房設備（エアコン）は壁掛けタイプにする等 ・ 設備配管のメンテナンスのため： パイプスペースや地下ピットの設置等
職員のための休憩室や事務室	<p>職員の労働環境に配慮し、職員数に応じた十分な休憩室（休憩時間に休息できるためのスペース）や事務室（小規模保育事業に供え置くべき帳簿の保管及び職員の執務のためのスペース）を設けることが望ましいです。</p>
育児相談等を受けるための部屋やスペース	<p>相談者のプライバシーに配慮するため、保護者等からの相談を受けるための専用の部屋やスペースがあることが望ましいです。</p>
騒音基準	<p>日本建築学会による騒音基準の推奨値※に収まるように、遮音や吸音に配慮した計画としてください。</p> <p>高架下等騒音発生源付近での計画の場合は、整備後に騒音測定を行ってください。</p> <p>※ 学校施設の音環境保全基準・設計指針（2020）</p>
調乳室・調乳設備	<p>乳児用設備として、調乳室や調乳の設備を調理室とは別に設けることが望ましいです。</p>
沐浴設備、温水シャワーなど体を清潔にできる設備	<p>児童の皮膚を清潔に保つため、温水シャワーなど体を清潔にできる設備を備えてください。0歳児保育を実施する場合は、沐浴設備を設けてください。</p>
収納スペース	<p>小規模保育事業の屋内・外の環境を良好に保つとともに、災害時の備蓄などのためにも、十分な収納スペースを設けることが望ましいです。</p>
駐車場・駐輪場	<p>送迎に自動者・自転車を利用する保護者が増加しています。近隣地域と交通問題を生じさせないように、設置場所の状況により自動車・自転車による送迎が見込まれる場合には、十分な駐車・駐輪スペースを確保することが望ましいです。</p>

7 整備にあたっての留意事項について

(1) 建物の要件について

ア 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあつては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。

【参考】法適合の確認方法

検査済証の有無			有り		無し	
法適合確認の対象			既存建物	整備内容	既存建物	整備内容
部分増築			既存建物の検査済証	増築部分の検査済証	増築に伴い交付された確認済証	増築部分の検査済証
用途変更	保育所	200 m ² 超	既存建物の検査済証	用途変更に伴い交付された確認済証	用途変更に伴い交付された確認済証	
		200 m ² 以下		建築士による証明 ^{*1}	法適合状況調査報告書 ^{*2}	建築士による証明 ^{*1}
	小規模保育事業所	認可手続きを通じて審査		認可手続きを通じて審査		

※1 関係法令に適合していることを証明する書面及び資料等をご提出ください。

※2 「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」(平成26年7月 国土交通省)に基づいた法適合調査。

イ 新耐震基準を満たし、耐震上問題ないこと。旧耐震基準の建物(昭和56年5月31日以前に確認済証が交付)の場合は、耐震判定機関等により耐震診断の結果の妥当性について評価を実施した報告書、耐震判定機関等により耐震改修計画の妥当性について評価を受け改修が完了したこと、または完了する見込みであることがわかる書類等を提出してください。新耐震基準で検査済証の無い建物の場合は、ガイドラインによる建築基準法適合状況調査等を提出してください。

※3 耐震判定機関とは、既存建物や耐震改修等に対して第三者による客観的な評価を行う機関。なお耐震判定機関等とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定機関又は市長がそれと同等と認める機関。
(<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/nw/hantei/>)

(2) 整備地について

土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれが考えられるため、神奈川県が順次、市全域で区域指定しています。このため、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、原則として新たな整備計画地とすることはできません。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)については、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定された場合、建築物の安全対策や移転などが必要になる可能性があります。

整備計画地が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで必ずご確認をお願いいたします。

(3) 近隣説明・近隣への配慮について

整備に伴う近隣対応は、応募法人の責務です。

整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等（特に隣接敷地の住民、町内会、保育所等）の関係者に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。また、説明の経過を記録し、保管してください。その際、意見や要望への誠実な対応を通じ、近隣住民への理解と協力を得られるように努めてください。当該説明の内容について市に報告していただきます。（事業申請時に詳しくご説明させていただきます。）

施設的设计に当たっては、横浜市生活環境の保全等に関する条例に定められた騒音等に関する基準（第31条2項、第51条3項）に留意し、工事の施工に当たっては、周辺の交通状況・騒音・振動等に留意するなど、近隣・地域への配慮をお願いします。

(4) 周辺環境について

整備計画地の周辺に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に該当する営業所が所在している場合、児童の保育環境として大きな課題がため、申請を受理できないこともあります。事前にご相談ください。

(5) 工事施工業者等の選定について（入札の実施）

補助金の交付を受ける工事の施工業者等の選定にあたっては、次に掲げる点を遵守してください。不正な行為や条件違反があった場合は、横浜市は補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。

ア 市が定める「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」に基づいて入札・契約を実施すること。

イ 工事施工業者が必要な工期を十分に確保できるよう、市の実施設計審査や入札参加資格審査などに要する日数を考慮し、入札に向けた準備は余裕をもって進めること。

ウ 公益性・公平性の確保、法令の遵守等に特段の配慮をもって臨むこと。

エ 補助事業の公益性・公平性に鑑み、次の行為は行わないこと。

- ・法人の役員、社員、寄附者、これらの者の親族及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札に参加させること。
- ・入札参加予定者やその関係者と事前に接触すること。
- ・その他公益性・公平性を損なうこと。

オ 入札の実施に関して疑義がある場合は、必ず横浜市と協議すること。

(6) 工事について

ア 工事施工にあたっては、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意し、近隣・地域への影響に配慮すること。

イ 建物使用開始前に飲料水の水質検査、室内の化学物質濃度測定を実施し、いずれも基準値以下であることを確認すること。

ウ 開発・宅造許可を要する土地案件の場合、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないことが確認できるような工程表を提出すること。

(7) 木材の積極的な活用について

横浜市では、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等のため、平成26年4月に「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、木材の積極的な活用を図ることとしています。保育所の整備に当たっては、建物構造を可能な限り「木造」としてください。

また、天井、壁、床などの内装に木材を活用する「木質化」に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【参考】

- ・床 : 天然木複合フローリング
- ・壁 : 天然木パネル（腰壁）※内装制限に留意

詳しくは、横浜市のホームページをご覧ください。

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/archi/wood-timber/>)

8 連携施設について

小規模保育事業では、利用児童に対して適正かつ確実な保育を行い、また、利用児童が卒園後も継続的に保育・教育を受けられるように連携施設を確保しなければなりません（「**基準条例**」第6条）。近隣の認可保育所、幼稚園（横浜市私立幼稚園等預かり保育事業実施園）、認定こども園等と覚書を結んでください。連携施設は複数設定していただいて構いません。事業申請までに整備する区こども家庭支援課に御相談いただくことも可能です。

また、連携施設は、保護者が園を選択する際の一要素となります。そのため、小規模保育事業との距離が近いことや園庭開放などの交流を積極的に実施していくことが望ましいです。

(1) 連携施設の役割

ア 保育内容の支援【必須】

集団保育を通じた児童同士の関係づくりの機会の設定、小規模保育事業に対する相談や助言、その他保育に関する支援等を行います。

(認可時までには必ず締結していただきます。)

例：「園庭での合同保育」、「合同での行事」、「園庭の開放」、「合同での職員研修」、「囑託医による合同の健康診断」

イ 代替保育の提供【任意】

職員が急病や休暇等により保育を提供することができない場合に代わりに保育を行います。

(必要な保育従事者数を事業所で確保できていれば、締結不要です。)

ウ 卒園後の受け皿の設定【必須】

原則、2歳児定員数かつ2歳児の入所児童数以上の卒園後の進級先となる施設を確保する必要があります。(認可時までには必ず覚書を締結していただきます。)

※地域型保育事業者は、卒園児が円滑に進級できるように卒園児に係る進級先と情報共有を行うように努めてください。(横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 第42条第9項)

(2) 連携施設受諾促進加算

小規模保育事業の卒園後の受け皿の設定や保育の助言・相談、合同保育、行事参加、園庭開放等の保育内容の支援等の連携を促進するため、一定の条件を満たす場合に、連携施設に対して人件費や事務費等の一部に充当するための費用を助成しています。(小規模保育事業に対して支払われる助成ではありません。)

【第4章 参考資料 連携施設受諾促進加算の諸条件について 参照】

(3) 連携に関する覚書の締結について

新規整備の場合は、事業申請時点で進級先確保の見込みがあることが申請要件となります。

また、既存の地域型保育事業と新規の保育所等との連携は、新規の保育所等が開所するまでは締結することができません。

「覚書のひな型」及び「作成例」については、下記サイトよりダウンロードができます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/renkei2022.html>

※覚書の記載内容については任意ですが、記入内容について注意点がありますので、「作成例」にあります「記入時の注意事項」を必ずご確認ください。

9 Q & A

小規模保育事業の整備を進めていく中で、事業者の方からよくいただく質問とその回答をまとめました。

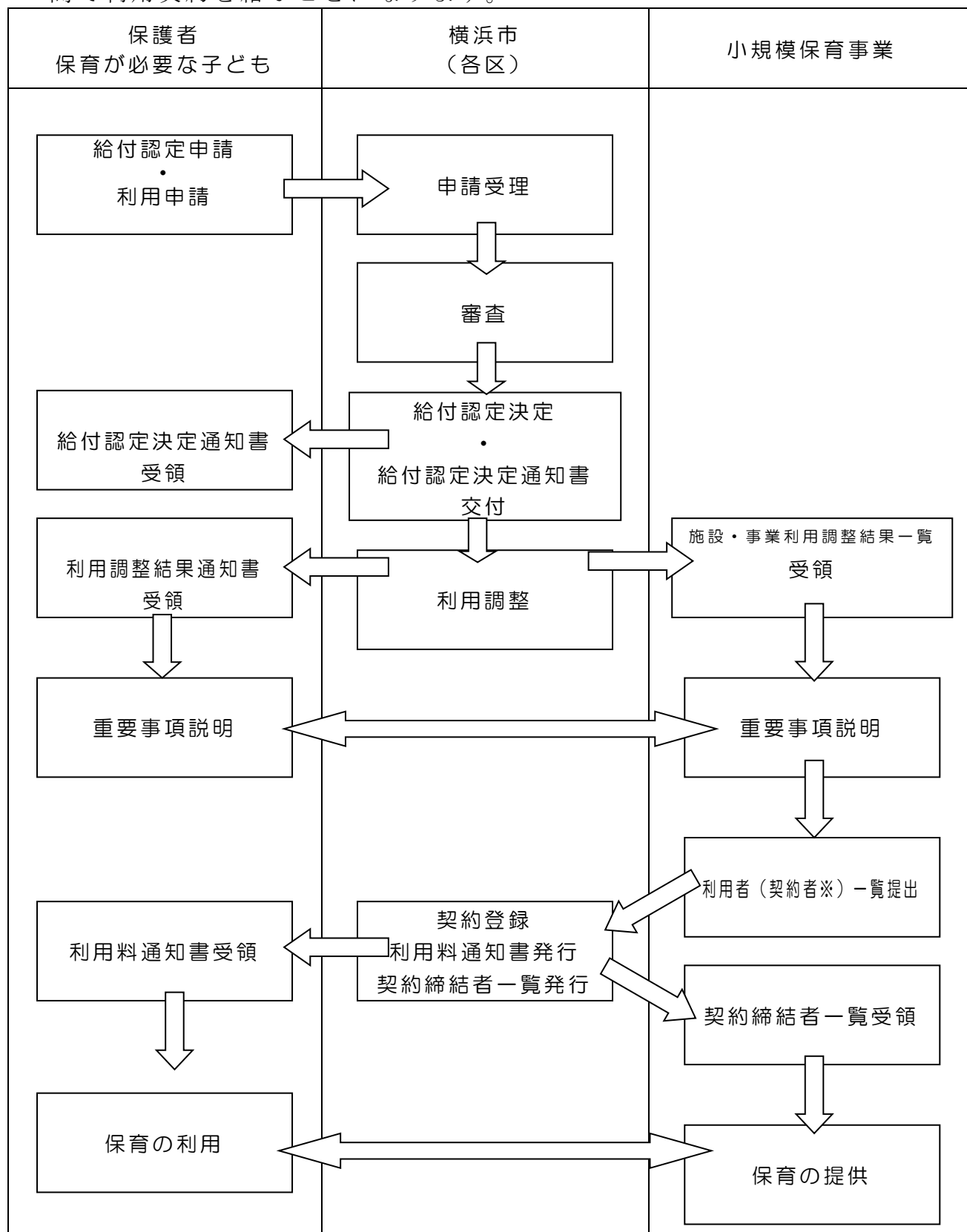
Q	横浜市と国とでは、設備・運営に関する基準に違いがあるか。	A	屋外遊戯場の設置基準や保育従事者の配置基準に違いがあり、横浜市では小規模保育事業を運営する場合は、横浜市の基準を満たす必要があります。
Q	小規模保育事業の用途は保育所用途でなければならないのか。	A	小規模保育事業は児童福祉法に規定する児童福祉施設に該当しないため、保育所用途でなくとも構いません。
Q	横浜市福祉のまちづくり条例整備基準適合証は必要か。	A	横浜市福祉のまちづくり条例整備基準適合証は必要ありません。ただし、事業所の延床面積が300㎡を超える場合は、建築局の福祉のまちづくり条例の担当課との協議が必要となります。
Q	現在運営している認可外の保育施設を小規模保育事業へ移行させたいのだが。	A	小規模保育事業は、周辺地域の待機児童や保育ニーズの状況などを総合的に勘案して、判断します。設備面、運営面においては、基準条例を満たす必要があります。 なお、事業所への入所要件の確認及び入所者選考は、各区役所において行いますが、その結果、現在契約されている方が入所できない場合があります。
Q	どの程度の広さがあれば事業を開所することができるか。	A	定員によって異なりますが、19人定員の場合は、床面積が100～120㎡程度あれば可能です。
Q	連携について、卒園後の受入枠を複数園と結んだ場合、どの園にも助成金が全額支払われるのか。	A	地域保育事業（1園）が連携先（複数園）と締結した場合、連携先の条件に応じた助成金が支払われます。ただし、連携先が既に複数の地域型保育事業と連携し助成を受けている場合には、金額は変わりません。
Q	市外の認可保育所、幼稚園、認定こども園と連携を結ぶ場合、助成を受けられるのか。	A	連携を結ぶことは可能ですが、当該助成は市外の施設には支給されません。
Q	覚書で決めた人数以上に受入可能であった場合、優先利用枠として使用できるのか？	A	毎年の入所状況により覚書で決めた以上の受け入れをすることは可能です。受け入れ可能枠については、連携先の方で決めていただくことになります。

Q	優先利用の際、定員外で受入可能であった場合、優先利用枠として使用できるのか？	A	保育所の場合、定員外での優先入所も可能となりますが、次年度以降も持ち上げられることが条件の一つになります。
Q	次年度の優先利用を行うためには、いつまでに覚書を交わす必要があるか？	A	翌年4月入所に向けた利用調整のため、8月31日までの覚書締結分が優先利用として有効です。

第3章 小規模保育事業の運営

1 小規模保育事業への入所

保護者が横浜市に支給認定・利用申請の手続きを行います。申請者の希望や園の状況などに応じた、横浜市による利用調整を経た上で、園と保護者の間で利用契約を結ぶことになります。



2 保育内容

小規模保育事業における保育は、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければなりません。

「保育所保育指針」に示されている趣旨を踏まえて、目の前の子どもの育ちゆく姿を見通し、0歳から2歳までの発達過程や発達の連続性を考慮し、各事業所の理念や保育方針、地域性などを反映させながら、保育の内容を創り出して行くことが望まれています。

また、「基準条例」に規定されるとおり、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければなりません。

以下の事項にご留意いただき、保育の質の向上に努めてください。

(1) 事業所の運営にあたっては「保育所保育指針」に沿った運営が必要であること。

(2) 本市が策定した保育施策について、積極的な取り組みに努めること。

(3) 質の高い保育をするために、職員に積極的に研修を受講させるなど、人材育成をすること。

(4) 地域における子育て支援のため、その社会的な役割を認識し、区役所等関係機関と連携し、行動すること。

(5) できる限り、福祉サービス第三者評価を受審し、その結果を公表するよう努めること。

(6) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための措置を講ずること。

(7) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取扱うこと。

3 施設長

小規模保育事業において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければなりません。

施設長は児童福祉法第34条の15第3項第3号に規定する実務を担当する幹部職員であり、子ども・子育て支援施行規則第39条第8号に規定する事業所の管理者にあたります。さらには、認可基準条例第30条第4項に規定する保育の責任者については、施設長が兼ねることができます。

なお、A型の施設においては、施設長が保育士資格を有しない場合、条例に規定する保育の責任者を兼ねることができません。その場合は、主任保育士を保育の責任者として別に設置し、届出てください。

施設長の要件としては、保育所等（保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業（C型除く）、企業主導型保育事業をいい、認可外保育施設を除く。以下同じ。）において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とされています。

※新たに認可を受けた小規模保育事業については、原則として運営開始後3年間は施設長を変更しないでください。

※補助金交付等の要件として、別途条件を付すことがあります。

※施設長については、以下の事項を満たしていることが望ましいです。

- ・ 0～2歳児の保育経験が豊富であること
- ・ 保育所・小規模保育事業で施設長の経験があること
- ・ 同一法人が運営する保育所・小規模保育事業で長期間、常勤としての勤務経験があること
- ・ 事業申請時、若しくは直近まで保育所・小規模保育事業に保育士として勤務していること

※管理者給付について

施設長が下記の要件を満たさない場合、公定価格が減算されます。
 なお、施設長とは別に、下記要件を満たす職員を管理者として配置し、給付を受けることもできますので、その場合はご相談ください。

(ア) 児童福祉事業等に2年以上従事した者※注1又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者※注2

※注1 児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等

※注2 同等以上の能力を有すると認められる者の例示 公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等

(イ) 常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従している者

(少なくとも1日6時間以上かつ月20日以上施設に勤務する者でなければ常時実際にその施設の運営管理の業務に専従しているとみなせず、減算の対象となります。)

(1日6時間以上かつ月20日以上勤務していたとしても、2以上の施設若しくは他の事業と兼務している場合、又は保育のローテーションに入っている場合は、運営管理の業務に専従していないとみなします。)

(ウ) 給付費等からの給与の支給を受けている

※施設長を保育のローテーションに含める場合は、給付対象外となり、公定価格が減算されます。なお、施設長とは別に上記の要件を満たす職員を管理者として配置する場合、施設長は、保育のローテーションに含めることができます。

4 職員配置

小規模保育事業A型には保育士、B型には保育士その他保育従事者、C型には家庭的保育者、A・B・C型共通して嘱託医(※1)及び調理員(※2)が必要です。保育士については児童の年齢毎に配置基準が定められています。

	A型	B型	C型
資格	保育士	・保育士 ・保育従事者(県主催の研修を受講すること)※3	家庭的保育者
職員配置	【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1 ※上記により算出した職員数に保育士を1名追加配置が必要。	【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1 ※上記により算出した職員数に1名追加配置が必要。	【0～2歳児】3:1 ※家庭保育補助者を置く場合は5:2、複数体制で保育をすること。

※1 嘱託医の選定については、横浜市医師会にお問い合わせください。

※2 給食を連携施設等から搬入する場合は、不要です。

非常勤の場合、加算適用外となりますので、ご注意ください。

なお、栄養士資格保有者の場合、向上支援費の加算対象となります。

※3 2/3以上保育士資格を有している必要があります。保育資格を有する者を占める割合が3/4以上の場合は、「保育士比率向上加算」が適用になります。

5 保育時間

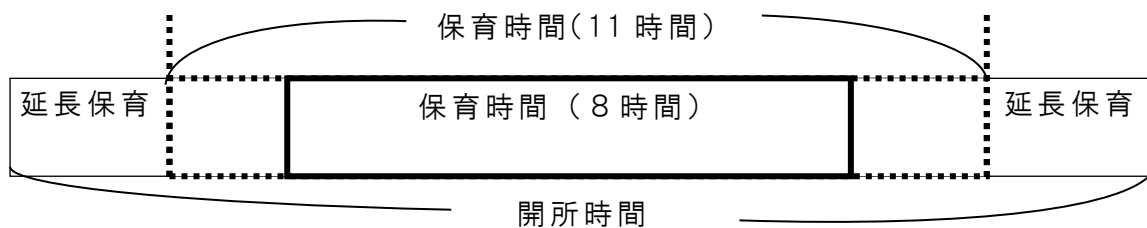
(1) 開所日

日曜日、国民の祝日及び年末年始を除いた日が開所日となります。
お盆休みや開園記念日等、園独自の休日は設定できません。

(2) 保育時間

開所日の曜日に関わらず、保育短時間（8時間）認定の子どもが最大で利用可能な時間帯としての『保育時間（8時間）』と、保育標準時間（11時間）認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての『保育時間（11時間）』を確保するため、11時間以上の開所時間を設定してください。

また、保育時間（11時間）を超える時間帯を『延長保育』とし、地域のニーズに応じて実施してください。



6 特別保育等

地域のニーズに応じて、低年齢児保育等の実施が望まれます。

また、保護者の不定期的な就労や、病気・入院・出産等による緊急・一時的な利用のための一時保育や、地域子育て支援事業の実施、また開かれた子育て支援施設として地域に園庭・園舎を開放する等の実施が望まれます。

なお、補助金交付等の要件として、別途条件を付すことがあります。

(1) 産休明け保育、障害児保育及び休日保育

産休明け保育、障害児保育及び休日保育を地域のニーズに応じて行っていただきます。

(2) 定員外入所

施設の基準及び地域の保育ニーズに応じて積極的に対応していただきます。（保育所への入所円滑化について（平成10年2月13日児保第3号 厚生省児童家庭局保育課長通知））

(3) 一時保育

一時保育とは、保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を保育する制度で、積極的に行っていただきます。

(4) 地域交流・地域子育て支援

地域に開かれた小規模保育事業を目指して、各事業所の実情に応じて、遊戯室や園庭等を地域に開放したり、園児と地域の高齢者や児童等との交流等を行っています。

地域における子育て支援を実施する施設として、施設開放、育児講座、交流保育などの事業を積極的に行っていただきます。

(5) 年度限定保育

新設小規模保育事業所の2歳児枠は、新規利用を希望される方が少なく、開設後1年程度は充足しないため、このスペースを活用し、保育所等を利用できなかった1歳児の保留となった児童を期間限定（1年度）で受け入れる事業です。

各区からご案内があった際は、ご協力をお願いします。

7 運営費の助成

月々の運営費の助成として、公定価格や向上支援費があります。

(1) 公定価格

ア 公定価格とは、子どもに対する教育・保育を行う場合に、子ども1人あたりに平均的にかかるコストを国が定めたもの（月額）です。公定価格は、事業所が保護者から徴収する「利用者負担額」と、横浜市から事業所に支払われる「給付費」で成り立っています。

イ 利用者負担額は、保護者の市民税・所得割額をもとに横浜市が階層区分を認定し、その階層区分に応じた金額（応能負担）となります。公定価格から、横浜市が決定した利用者負担額を差し引いた金額が「給付費」となります。

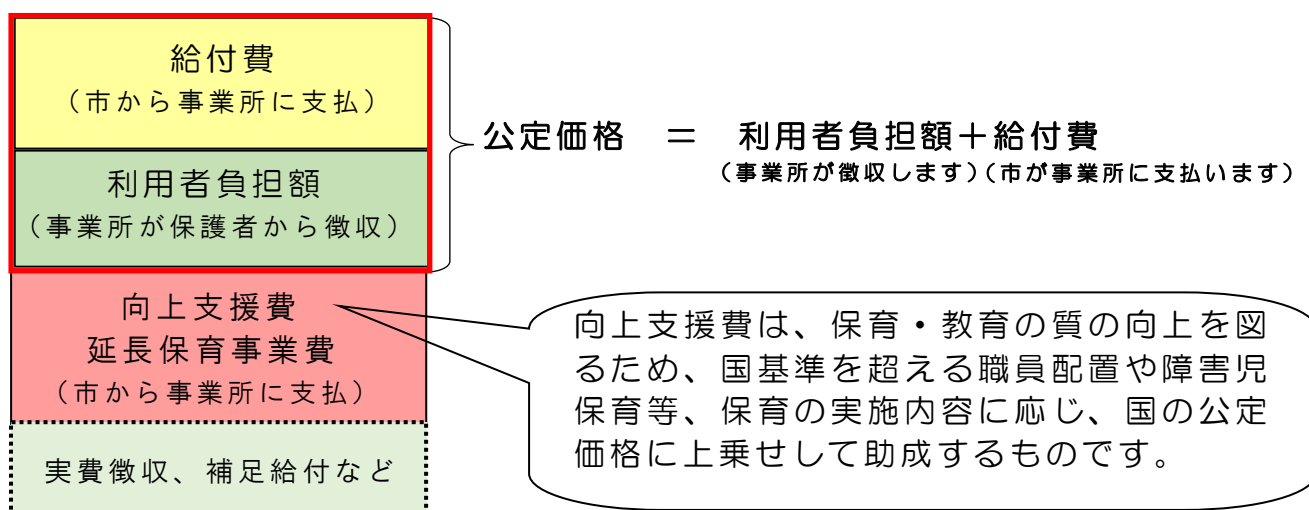
(2) 向上支援費等

公定価格に加えて、本市の独自助成「向上支援費」や、事業所の自主事業として実施する際に助成される「延長保育事業費」があります。

(3) その他

本市の示すガイドラインに基づく延長保育料、実費徴収（延長保育サービスの実施に伴う夕食代・おやつ代等）以外の費用負担を保護者に求めないでください。

<小規模保育事業への助成>



<年間公定価格の目安額>

委託費の試算については、内閣府HP掲載の「公定価格の試算ソフト」で行うことができます。

向上支援費、延長保育事業費及び公定価格の加算要件等については、下記HP掲載の説明会資料をご覧ください。※URL及び資料名は令和3年度時点のものです。

(公定価格試算ソフト掲載URL)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html#shisansoft>

(本市説明テキスト掲載URL)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/yoshiki/2021030308.html>

横浜市 HP トップページ→事業者向け情報→子育て→子ども・子育て支援新制度への移行案内→事業者の皆さまへ→「請求事務について」のページはこちら→各種様式について→該当施設種別ページ内「◆参考資料 令和3年度 説明テキスト（公定価格・向上支援費・延長保育事業・補足給付事業）」参照

(令和3年度基準による概算)

定員		年間給付費
A型	12人	34,411,200円
	19人	45,162,840円
B型	12人	30,658,560円
	19人	42,271,800円

※あくまで参考ですので実際の金額とは異なります。

【上記の試算条件】

定員		0歳	1歳	2歳	その他
A型・B型 共通	12人	0人	6人	6人	・保育標準時間認定児童のみで算出 ・処遇改善等加算の加算率は8%等
	19人	0人	9人	10人	

8 小規模保育事業の給食

給食業務については、原則自園での調理となります。基準条例（第15条、第16条）に基づき、実施してください。

(1) 給食調理業務を外部委託する場合

- ・委託を受ける業者の方は食品衛生法の営業許可が必要となります。
- ・調理設備は、定められた設備基準に適合した内容で整備していただく必要があります。

(2) 給食の外部搬入を実施する場合

- ・連携施設や同一法人が運営する社会福祉施設等の調理場から搬入することも可能です。
- ・仕出し弁当などは認められません。
- ・外部搬入を行う場合は、小規模保育事業側で、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければなりません。

(3) 各種届出

提出書類	提出者	提出先
給食開始届出書	設置者	その園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」
営業許可申請書 (外部委託の場合のみ)	委託業者	

※ 申請又は届出方法に関することや、予定する給食調理業務が食品衛生法の営業許可に該当するかどうか不明の場合は、その園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」に御相談ください。

※ 開園時に「直営」の届出をして、その後に外部委託に変更する場合は、その時点で食品衛生法の営業許可が必要となりますので、変更前にその園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」に御相談ください。

第4章 参考資料

○小規模保育事業の基準

類型		A型（分園型）	B型（中間型）	C型（グループ型）
対象年齢		0～2歳児		
定員規模		6～19人		6～10人
設置主体		法人		—
保育 従事者	資格	保育士	保育士+保育従事者（注）	家庭的保育者（注）
	職員 配置	【0歳児】3：1 【1・2歳児】6：1 ※1 上記に加え、保育に従事する職員を1名追加配置が必要。	【0歳児】3：1 【1・2歳児】6：1 ※1 <u>2/3以上保育士資格</u> を有していること。 ※2 上記に加え、保育に従事する職員を1名追加配置が必要。	【0～2歳児】 3：1 ※補助者を置く場合、 5：2
保育室等	設備	【0・1歳児】乳児室又はほふく室 【2歳児】保育室		
	面積	【0・1歳児】1人3.3㎡以上 【2歳児】1人1.98㎡以上		1人3.3㎡以上 ※乳児室又はほふく室は、 1室ごとに9.9㎡以上とすること。
屋外 遊戯場	設備	屋外遊戯場 ※公園や専用敷地であれば代用可能。（児童の歩行速度で5分程度。概ね300m以内。（実測））		
	面積	2歳児1人当たり3.3㎡以上		
給食	給食	原則、自園調理（調理業務の委託や連携施設等からの搬入も可）		
	設備	調理設備（通常のキッチン設備を基に、利用定員相応の内容） ※調理業務の委託や連携施設等からの搬入の場合も、加熱、保存等の調理機能が必要		
	職員	調理員 ※調理業務を委託する場合及び連携施設等からの搬入の場合は不要		
耐火等		保育室等を2階以上に設置する場合 【防災】消火器具、非常用警報器具、手すり等の乳幼児転落防止設備 【耐火】建築基準法に規定する耐火又はイ号準耐火建築物であること		
	避難	認可保育所の基準に準ずる		
連携		【連携内容】「保育内容の支援」「代替保育」「卒園後の受け皿の設定」 ※「保育内容の支援」「卒園後の受け皿の設定」については、認可申請書類提出時までに締結すること。 【連携施設】認可保育所、幼稚園、認定こども園		

○連携施設受諾促進加算の諸条件について

連携先	月額助成単価	支給条件
認可保育所	A区分 229,500 円	<p>支給条件</p> <p>下記の条件①ア、イ、ウ全てに該当すること又は条件②ア、イ両方に該当すること。</p> <p>条件ア 保育内容の支援(以下のうち3項目以上に該当する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。 ・事業者からの相談に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。 ・施設の状況に応じ、保育に関する助言を行う等、必要な支援を行う。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う。 ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する ・連携施設への給食の提供を実施している。 <p>条件イ 一時保育事業又は地域子育て支援※を実施している。</p> <p>※地域子育て支援の例 地域の子どもへの園庭開放、地域の保護者への育児講座、育児相談の実施、地域の子育て支援活動への参加(赤ちゃん教室や子育てサロン等)</p> <p>条件ウ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p> <p>単価</p> <p>条件①ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 229,500 円 条件②ア、イ両方に該当する場合 B区分 114,750 円</p> <p>* 複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。</p>
	B区分 114,750 円	
幼稚園	A区分 85,000 円	<p>支給条件</p> <p>条件ア 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(通常型・平日型)を実施している。</p> <p>条件イ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p> <p>条件ウ 保育内容の支援について、以下の項目を全て実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行う等、必要な支援を行う。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して、施設や園庭を開放する。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 <p>単価</p> <p>条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 85,000 円 条件② ア、イともに該当する場合 B区分 57,400 円</p> <p>* 複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。</p>
	B区分 57,400 円	
認定こども園	A区分 229,500 円	<p>支給条件</p> <p>条件ア 連携施設児童の卒園後の受け入れ枠を設定している。</p> <p>条件イ 保育内容の支援を行っている。(以下のうち3項目以上該当する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。 ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど必要な支援を行う。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して必要な支援を行う。 ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する。 ・連携施設への給食の提供を実施している。 <p>条件ウ 3号認定の保育を実施している。</p> <p>単価</p> <p>条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 229,500 円 条件② ア、イ両方に該当する場合 B区分 85,000 円 条件③ アのみに該当する場合 C区分 57,400 円</p> <p>* 複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。</p>
	B区分 85,000 円	
	C区分 57,400 円	

設計・施工の際の留意事項

令和4年3月版

■以下のリスク・確認事項等を考慮のうえ、保育を行う場として安全性を確保してください。

■対応困難な項目がある場合は、こども施設整備課担当者までご相談ください。

リスク	確認項目	対応策（例）
転落	<input type="checkbox"/> 屋上園庭、バルコニー、階段などにこどもが転落しそうな隙間、場所が無いかな。	・隙間を塞ぐ、小さくする 等
	<input type="checkbox"/> 屋上園庭のフェンスは乗り越えられない仕様となっているか。（高さ、形状）	・フェンス上端を折り返す(忍び返し等)、足掛けができないようパネルを張る 等 ・高さは概ね1.8m以上とする(上端を折り返してあれば高さは概ね1.5m以上)
	<input type="checkbox"/> 階段や掃出し窓には転落防止措置が取られているか。 ※日常的に使用するバルコニーやテラスにつながる外部階段も含む。	・階段の昇降部分に木柵※等の設備を設置する ※柵の高さは概ね1.2m以上とし、鍵をこどもが容易に開けられない構造とする ※昇降部分に設置できない場合は、至る経路に侵入防止柵(ベビーゲート等。高さ90cm程度)を設置し階段に容易に近づけない構造とする ※上階に保育室等がない場合でも昇り口に設置すること ・階段に通じる保育室等の出入口を施錠できる構造とし、階段に容易に近づけない計画とする 等 ※施錠位置の高さは概ね1.4m以上とする
飛び出し	<input type="checkbox"/> 保育室等の施錠位置はこどもの届かない場所に設置されているかどうか。	・出入口はオートロック(モニタ付き)設備を設置する 等 ・保育室等の施錠位置はこどもの手が届かない高さ(概ね1.4m以上)とする 等
	<input type="checkbox"/> 敷地の出入口に飛び出し防止措置が講じられているか。 <input type="checkbox"/> 外周部分フェンスに隙間などはないか。 <input type="checkbox"/> フェンスを乗り越えられないか。（高さ、形状）	・敷地の出入口にフェンス、門扉等を設ける ・間を塞ぐ、小さくする 等 ・フェンス上端を折り返す、足掛けができないようパネルを張る 等
	<input type="checkbox"/> 自動ドアの場合、センサーはこどもに反応しない高さとなっているか。	・センサーの高さを変更する ・タッチ式の場合、こどもの手が届きづらい位置とする 等
指挟み	<input type="checkbox"/> こどもの指が入りそうな隙間がないか。（引き違い戸の建具間含む）	・極力、隙間を生じさせない もしくは巻き込まれないように空ける ・隙間をシーリング等で塞ぐ 等
	<input type="checkbox"/> こどもが出入りする部屋の扉や窓に「指はさみ防止措置※」がされているか。 ※保育室の出入口、収納扉、児童用トイレ、ベビーゲートなどこどもが通常出入りする場所等 ※こどもが手の届かない腰窓など、怪我リスクが低い窓については、確認不要	・こどもの指が挟まれない高さの「指挟み防止」を設置する ・ソフトクローズの措置をとる ・フィンガーガードを設置する ・ストッパーを設置する ・挟みこみ部のカットや蝶番部の隙間をなくす ・引戸の取手と枠の位置を調整する ・引戸の戸尻の隙間をなくす 等 ※防火戸等指挟み防止措置金物等が設置できない場合(扉に加工すると認定品でなくなる)には、閉まる速度等を調整する。 ・ハンガードアと床の隙間にも留意
	<input type="checkbox"/> エントランスドア(特に自動ドア)は戸袋に挟まれない構造となっているか。	・こどもが挟まれないように柵の設置する 等
	<input type="checkbox"/> 保育室等の扉にこどもが手を掛けた状態にもかかわらず扉を開けることはないか。	・保育室等の開き戸、引き違い戸ともに反対側を目視できるように下部にのぞき窓を設置する 等

	<input type="checkbox"/> 壁・床の点検口(フック等)はこどもの手の届かない位置に設置されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・物入れや収納等の中に収める ・床点検口枠に触れた時に引掛りが生じない ・フック等は指挟みにならない構造にする等
飛散	<input type="checkbox"/> ガラス・鏡は、飛散防止措置(強化ガラス、網入りガラス、アクリル製も可)がされているか。 (地震時の破損、こどもの追突などを想定)	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室のガラスはアクリル製としない ・外気面のガラスには目隠しフィルム等を貼る(後付けすると日差し等の熱により膨張し破裂する恐れがある場合もあるので注意) ・こども視線のガラスには衝突防止用シール等を貼る ・シースルーカラー等採光に配慮する 等
怪我	<input type="checkbox"/> エレベーターはこどもが自由に操作できる状況ではないか。 ※給食用小型昇降機にも注意	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが室内側の昇降ボタンを操作できないように操作パネルに鍵を設置する ・エレベーター前に侵入防止柵を設置する等
	<input type="checkbox"/> 建具・床の木部のささくれ、角端部、突起物がないか。 <input type="checkbox"/> 壁や金属の角端部などに鋭利な部分がないか。 ※エントランスの事務室カウンターの角なども注意	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げを円滑にする ・角面をとる/コーナーガード設置する 等
	<input type="checkbox"/> 手洗い器下部(配管部分)がむき出しでこどもが触ることにより怪我をしないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・カバーを取り付ける 等
	<input type="checkbox"/> 消火器等がむき出しで、こどもが触ることにより怪我をしないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・壁埋込や、上部から持上げて取り出すなどこどもが容易に触れないように設置する等
	<input type="checkbox"/> 画びょうの使用を前提とした掲示スペースとなっていないか。 <input type="checkbox"/> ブラインドやロールカーテン、排煙窓のひも部分がこどもの手の届かない位置にあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・マグネット式の掲示板にする 等 ・首に絡まないように、ひもを切り詰め短くする 等
感電	<input type="checkbox"/> コンセントがこどもの手が届く低い位置に無いか。 (保育室、園庭部分のみで可) ※医務スペースが事務室にある場合はこどもの手の届く範囲について配慮されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面上部(概ね高さ1.4m以上)に設置する ・配線工事対応が困難であれば、感電防止コンセントカバーやシャッター付きのものを設置 等 ※コンセントキャップは、不可(誤飲リスクあり)
地震	<input type="checkbox"/> 転倒、動きそうな可動家具はないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・家具の転倒防止、可動家具の固定方法確認等
	<input type="checkbox"/> 落下したらこどもが怪我をしそうな大きな備品などが棚のうえなどに置かれていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・棚の上に重いものを置かない ・軽微なものを置く際は滑り止めを設置する等
	<input type="checkbox"/> 吊戸棚等、高い位置にある収納の中身が飛び出してこないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震ラッチ(ストッパー)等を設置する 等
	<input type="checkbox"/> 照明器具が蛍光管の場合、落下防止措置は、されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管落下防止カバー 等
	<input type="checkbox"/> 防災備蓄品(3日分必要)を保管するスペースはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫を設置する 等
転倒	<input type="checkbox"/> 建物周囲は雨や水遊び等でぬれた場合でも滑りづらいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・滑りづらい素材で仕上げる 等
不審者対策	<input type="checkbox"/> 不審者の侵入に対策がされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・門扉の電子錠化や、手の届かない位置にサムターンがあるなど、外部から容易に開けられない構造とする ・防犯カメラを設置する 等
	<input type="checkbox"/> 園庭(特にプール遊び場)について、外部からの目隠しができているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・目隠しフェンスを設置する ・植樹をする 等
車両の誤突入	<input type="checkbox"/> 1階保育室に車両等が誤って突入してこないような措置ができていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・U字ガードレール設置する ・バリカー(車止めポール)など堅牢な構造物を設置する 等

感染症	<input type="checkbox"/> 便所の数は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個以上とする ・ 調理職員用便所は専用とし、職員・来客と兼用としない
	<input type="checkbox"/> 手洗い設備は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童用、職員用、調理職員用便所には、衛生面への配慮から各便所内に手洗いを設置する ※児童用と職員用を一体で整備した場合は手洗いの兼用可 ※ロータンク手洗いのみでの対応は不可 ・ 保育室等用の手洗いは幼児の生活習慣の指導が行えるようなるべく保育室内に設置する ・ 汚物等を扱う部屋には衛生面への配慮から手洗いを設置する 等
近隣問題	<input type="checkbox"/> 空調機の室外機や調理室の給排気は、設置位置や方向が近隣に影響がない計画になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、設置位置や方向を決定する ・ 室外機外周への防音パネルの設置、排気ダクトの延長 等
	<input type="checkbox"/> 窓の位置は、近隣へ配慮した場所であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣に配慮し、窓の位置を決定する ・ 型ガラス等を採用、目隠しフィルムを貼る、ブラインドを設置する 等
	<input type="checkbox"/> バルコニーや屋上園庭の位置は、近隣へ配慮されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、目隠しパネルや防音パネルを設置する等 ※フェンスに後付けで目隠しシート等を貼る場合は耐風圧に注意
	<input type="checkbox"/> 屋外遊戯場等の表面仕上げは飛散しにくいものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飛散しにくい仕上げ材を採用する 等
設備の不備	<input type="checkbox"/> ドアや手すりが頑丈についているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完成後に実際に揺すってみるなど、取付けの状況を確認する 等
	<input type="checkbox"/> ドア・窓のサッシ等の開閉はスムーズか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完成後に実際に開閉してみるなど、建付けの状況を確認する 等
	<input type="checkbox"/> カーテン、じゅうたん等、掲示板は防災物品になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所は消防法上の特定防火対象物であるため、カーテン、じゅうたん等、掲示板は防災物品の必要がある
	<input type="checkbox"/> 保育室等を3階以上に設ける場合、以下の要件を確認。 ① 調理室の建具は特防か。 ② 壁及び天井の仕上げは不燃材料か。 ③ 建具等で可燃性のものは防災処理が施されているか。 ※1・2階も保育所である場合には、1・2階も適合しているか確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準条例第42条(7)エ・オ・クに対する適合確認 ・ 3階以上にある保育室等だけでなく、すべての階の仕上げ・建具等が対象 ・ ②は壁の1.2m以下も対象だが、窓枠・巾木等は対象外 ・ ③は表面材が建築基準法に基づく難燃材料、若しくは消防法に基づく防災性能を持つ材料で全面が覆われていること、または薬品による防災処理が全面に施されていることとする。
	<input type="checkbox"/> 調理室の空調設備は戸を閉めた状態で稼働させたときに音が気になったり、開閉が重くなったりしないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育に支障があると感じた場合には、風量調整等で調整ができるようにする 等
遊具での事故	<input type="checkbox"/> 大型遊具は安全なものが選定されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型遊具は「遊具の安全に関する規準 JPSA-SP-S:2014」に適合していることを原則とする ※大型遊具：ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、複合遊具、その他これに類するもの ※認可時にSP表示認定企業が取り扱う製品か確認します
	<input type="checkbox"/> 保育者、施設管理者が大型遊具の使用方法、点検方法を理解しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・施工者が、引き渡し時に使用上の注意、日常点検・定期点検についてしっかりと説明を行うこと

その他	<input type="checkbox"/> 完了検査までに保育室内VOC検査、水質検査を完了し、規定値以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・基準値を上回る場合は、保育室の使用開始は不可。時間に余裕をもって検査を行うこと ・結果は速報でも可
	<input type="checkbox"/> お散歩バギーやベビーカーの収納場所はあるか。	・配慮し計画する 等
	<input type="checkbox"/> 加湿器等保育環境を整えるのに必要な備品の置き場所はあるか。	・配慮し計画する 等

児童福祉法（抜粋）

昭和22年12月12日
法律第164号

注 平成29年6月23日法律第71号改正現在

第一章 総則

〔 児童の福祉を保障するための原理 〕

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

〔 児童育成の責任 〕

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- 2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- 3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

〔 原理の尊重 〕

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第二節 定義

〔 事業 〕

第六条の三

○9 この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児(以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。)であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者(市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)の居宅その他の場所(当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事業(利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。)

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所(当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事業

○10 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに

限る。)において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

○11 この法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

○12 この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業

イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体が委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ハ 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組合(以下ハにおいて「共済組合等」という。)が当該共済組合等の構成員として厚生労働省令で定める者(以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。)の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

第三章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設

〔 家庭保育事業等 〕

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

○2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

○3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。

一 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。

二 当該家庭的保育事業等を行う者(その者が法人である場合にあつては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項

第二号において同じ。)とする。)が社会的信望を有すること。

三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。)が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定す

る認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

へ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

○4 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○5 市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準(その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。)に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域(子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。)における特定地域型保育事業所(同法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。)の利用定員の総数(同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が、同法第六十一条第一項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業

計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第二項の認可をしないことができる。

- 6 市町村長は、家庭的保育事業等に関する第二項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。
- 7 国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

〔 設備及び運営の基準 〕

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

- 2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数
 - 二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 家庭的保育事業等を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

児童福祉法施行規則（抜粋）

昭和 22 年 3 月 31 日
厚生省令第 11 号

注 平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省令第 38 号改正現在

第三章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設

〔 家庭的保育事業等の認可申請 〕

第三十六条の三十六 法第三十四条の十五第二項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を具し、これを市町村長に申請しなければならない。

- 一 名称、種類及び位置
 - 二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - 三 事業の運営についての重要事項に関する規程
 - 四 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
 - 五 収支予算書
 - 六 事業開始の予定年月日
- 2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- 一 家庭的保育事業等を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
 - 二 家庭的保育事業等を行おうとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類
 - 三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約
- 3 法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第一号又は前項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、市町村長に届け出なければならない。
- 4 法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、市町村長にあらかじめ届け出なければならない。

〔 法第 34 条の 15 第 5 項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合 〕

第三十六条の三十六の五 法第三十四条の十五第五項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、同条第二項の認可の申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域(子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により市町村が定める教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。))における特定教育・保育施設(同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画(以下この条において「市町村計画」という。))に基づき整備しようとするものを含む。以下この条及び第三十七条の五において同じ。)及び特定地域型保育事業(同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業をいう。以下この条及び第三十七条の五において同じ。)(事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。)に係る利用定員の総数(当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度(以下この条において「申請事業開始年度」という。)に係るものであつて、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が、当該市町村計画において定める当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業に係る必要利用定員総数(申請事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達している場合又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認める場合とする。

〔 家庭的保育事業等の廃止又は休止 〕

第三十六条の三十七 法第三十四条の十五第七項の規定により、家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を具し、市町村長の承認を受けなければならない。

一 廃止又は休止の理由

二 現に保育を受けている児童に対する措置

三 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分

四 休止しようとする者にあつては休止の予定期間

○2 前項の承認の申請を受けた市町村長は、必要な条件を付して承認を与えることができる。

○子ども・子育て支援法（抜粋）

制定：平成 24 年 8 月 23 日法律第 65 号

【注】掲載は平成 28 年 6 月 3 日法律第 63 号改正現在のもの

第一章 総則

[目的]

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

[基本理念]

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

[市町村等の責務]

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

[事業主の責務]

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

[国民の責務]

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

[定義]

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

- 2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

- 2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。
- 3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。
- 4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第六項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校

教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園(認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。)及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。)をいう。

- 5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。
- 6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。
- 7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。
- 8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
- 9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第二節 特定地域型保育事業者

[特定地域型保育事業者の確認]

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。)ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育の事業を行う事業所(以下「事業所内保育事業所」という。)にあつては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を定めて、市町村長が行う。

- 2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力

を有する。

- 3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないときは、第二十九条第一項の確認をしてはならない。ただし、第一項の申請を受けた市町村長(以下この条において「被申請市町村長」という。)と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る地域型保育事業所(所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。)について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第二十九条第一項の確認があつたものとみなす。
 - 一 所在地市町村長が第二十九条第一項の確認をしたとき 当該確認がされた時
 - 二 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認がされているとき 被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から第一項の申請を受けた時
- 6 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認についての第五十二条第一項の規定による取消し又は効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第二十九条第一項の確認の効力に影響を及ぼさない。

[特定地域型保育事業者の確認の変更]

- 第四十四条 特定地域型保育事業者は、第二十九条第一項の確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る同項の確認の変更を申請することができる。
- 2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の確認の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

[特定地域型保育事業の基準]

- 第四十六条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準(以下「地域型保育事業の認可基準」という。)を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

- 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
- 一 特定地域型保育事業に係る利用定員(第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。第五項及び次条第二項において「利用定員」という。)
- 二 特定地域型保育事業の運営に関する事項であつて、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、特定地域型保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 5 特定地域型保育事業者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第四十八条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定地域型保育を受けていた者であつて、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

[変更の届出等]

第四十七条 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

[確認の辞退]

第四十八条 特定地域型保育事業者は、三月以上の予告期間を設けて、その確認を辞退することができる。

第四節 教育・保育に関する情報の報告及び公表

第五十八条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教

育・保育に係る教育・保育情報(教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であって、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。
- 4 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、特定教育・保育提供者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の確認をした市町村長に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が、第四項の規定による命令に従わない場合において、当該特定教育・保育施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならない。
- 7 都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会の確保に資するため、教育・保育の質及び教育・保育を担当する職員に関する情報(教育・保育情報に該当するものを除く。)であって内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

○子ども・子育て支援法施行規則（抜粋）

制定：平成26年6月9日内閣府令第44号

【注】掲載は平成29年3月31日内閣府令第18号改正現在のもの

第二章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第二節 特定地域型保育事業者

[特定地域型保育事業者の確認の申請等]

第三十九条 法第四十三条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長（同項の規定に基づき確認を受けようとする地域型保育事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この条において「他の市町村」という。）の長から確認を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。）に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 地域型保育事業の認可証等の写し
- 六 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- 七 満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分ごとの利用する小学校就学前子どもの数
- 八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所
- 九 運営規程
- 十 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十三 法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子どもを選考する場合の基準
- 十四 当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項
- 十五 法第五十二条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第四十一条第二項において「誓約書」という。）

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成二十六年内閣府令第三十九号)第四十二条第一項及び第二項の規定により連携協力を行う特定教育・保育施設又は同項に規定する居宅訪問型保育連携施設(別表第一第二号トにおいて「居宅訪問型保育連携施設」という。)の名称

十八 その他確認に関し必要と認める事項

[特定地域型保育事業者の確認の変更の申請]

第四十条 法第四十四条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

四 満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分ごとの利用する小学校就学前子どもの数

五 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態

六 利用定員を増加しようとする理由

[特定地域型保育事業者の名称等の変更の届出等]

第四十一条 特定地域型保育事業者は、第三十九条第一号、第二号、第四号(当該確認に係る事業に関するものに限る。)、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号及び第十七号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該特定地域型保育事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同条第四号に掲げる事項(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 前項の届出であって、特定地域型保育事業者に係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

3 第三十四条の規定は、法第四十七条第二項の規定により特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときについて準用する。この場合において、第三十四条第四号中「法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)」とあるのは、「満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分」と読み替えるものとする。

第四節 教育・保育に関する情報の報告及び公表

[法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報]

第五十条 法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の提供を開始しようとするときにあっては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあっては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

別表第一(第五十条、第五十二条関係)

(平二六内府令五五・追加、平二七内府令二六・平二九内府令四四・一部改正)

- 一 施設又は事業所(以下この表及び次表において「施設等」という。)を運営する法人に関する事項
 - イ 法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 法人の代表者の氏名及び職名
 - ハ 法人の設立年月日
 - ニ 法人が教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設及び当該法人が行う地域型保育事業
 - ホ その他都道府県知事が必要と認める事項
 - 二 当該報告に係る教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項
 - イ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
 - ロ 施設等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ハ 事業所番号
 - ニ 施設等の管理者の氏名及び職名
 - ホ 認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日
 - へ 当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日及び確認を受けた年月日
 - ト 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定により連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称(特定地域型保育事業者に限る。)
 - チ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 三 施設等において教育・保育に従事する従業者(以下この号において「従業者」という。)に関する事項
 - イ 職種別の従業者の数
 - ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの小学校就学前子どもの数等
 - ハ 従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等
 - ニ 従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況
 - ホ その他都道府県知事が必要と認める事項
 - 四 教育・保育等の内容に関する事項

- イ 施設等の開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針
- ロ 当該報告に係る教育・保育の内容等(特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況(幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。)を含む。)
- ハ 異なる年齢の乳幼児を集団で保育する場合における個々の乳幼児の発育及び発達の過程等に応じた適切な支援及び満三歳以上の幼児を保育する場合における集団保育の提供のための配慮等(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業として行われる保育を行う事業者に限る。)
- ニ 当該報告に係る教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号)附則第四条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあっては、その旨を含む。)
- ホ 施設等の利用手続、選考基準その他の利用に関する事項
- ヘ 利用者等(利用者又はその家族をいう。以下同じ。)からの苦情に対応する窓口等の状況
- ト 当該報告に係る教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
- チ 施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等
- リ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 五 当該報告に係る教育・保育を利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項

別表第二(第五十条、第五十二条関係)

(平二六内府令五五・追加、平二七内府令二六・一部改正)

- 第一 教育・保育の内容に関する事項
 - 一 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり利用者等の権利擁護等のために講じている措置
 - イ 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況
 - ロ 利用者等に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況
 - 二 相談、苦情等の対応のための取組の状況
- 第二 教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項
 - 一 安全管理及び衛生管理のために講じている措置
 - 二 情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況
 - 三 教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

第三 都道府県知事が必要と認める事項
様式〔略〕

○横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例

制 定 平成 26 年 9 月横浜市条例第 47 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（第3条及び第4条において「最低基準」という。）その他の法第34条の15第2項の規定による認可の基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(最低基準の目的)

第 3 条 最低基準は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号又は第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

(最低基準の向上)

第 4 条 市長は、最低基準を常に向上させるよう努めるとともに、横浜市児童福祉審議会条例（平成12年2月横浜市条例第5号）第1条第2項の横浜市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

3 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第 5 条 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項、第16条並びに附則第3項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

2 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気その他の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼

児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業者等が行う家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 6 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(平31条例5・一部改正)

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第5項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この条及び第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下同じ。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条のその他の乳幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による前項第2号に係る連携施設の確保が著しく困難であると

認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の規定により第1項第2号の規定を適用しないこととされた家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を同項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（以下「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条の小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等又は事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の規定により第1項第3号の規定を適用しないこととされた家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを、同号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者が設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 法第6条の3第12項又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

（平31条例5・令2条例9・一部改正）

（非常災害の対策）

第7条 家庭的保育事業者等は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

(家庭的保育事業者等及び職員の一般的要件)

第8条 家庭的保育事業者等は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

2 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽^{きんざん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等と併せて設置されるときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を当該社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねさせることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関し当該利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱め、その他その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正

に行わなければならない。

- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業を行う事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等の業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所等又は横浜市の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあることその他栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等により利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に

適切に応じることができること。

- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 連携施設
- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項の義務教育諸学校又は同法第6条の共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）
- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等により利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるものの施設（第24条の家庭的保育事業者が第22条の家庭的保育事業を行う場所（家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（平31条例5・一部改正）

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果に関し必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置の解除又は停止その他の必要な手続を行うことを家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者について綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等の運営規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害の対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市町村（特別区を含む。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。以下この条において「居宅等」という。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を居宅等の建物の1階に設けること。
- (2) 前号の規定により居宅等の建物の1階に乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けることができない場合には、同号の規定にかかわらず、居宅等の建物の2階に当該専用の部屋を設けること。この場合において、当該居宅等の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2の耐火建築物で避難上有効な設備を有するものであること。
- (3) 前2号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上とすること。
- (4) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (5) 衛生的な調理設備、便所及び手洗用設備を設けること。
- (6) 調理設備を乳幼児の保育を行う専用の部屋に設ける場合は、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分を安全な方法で区画すること。
- (7) 手洗用設備は、乳幼児用のものと乳幼児用以外のものをそれぞれ設けること。
- (8) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- (9) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (10) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

（職員）

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
- (2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
- (2) 法第18条の5各号及び第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。以下同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

（平27条例82・平29条例50・平31条例5・令元条例28・一部改正）

（保育時間）

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（以下「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（平31条例5・一部改正）

（保育の内容）

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定により厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

（小規模保育事業の区分）

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

（小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型を行う者に関する認可の基準）

第28条 小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型を行う者は、法人でなければならない。

第2節 小規模保育事業A型

（設備の基準）

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、衛生的な調理設備、便所及び手洗用設備を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（市長が特に認めた場合にあつては、当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。第7号、第34条第4号及び第7号並びに第44条第4号及び第5号において同じ。）、衛生的な調理設備、便所及び手洗用設備を設けること。
- (5) 調理設備を乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）に設ける場合は、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分とを安全な方法で区画すること。
- (6) 手洗用設備は、乳幼児用のものと乳幼児用以外のものをそれぞれ設けること。
- (7) 保育室又は遊戯室の面積は第4号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は当該幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (8) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (9) 保育室等を2階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものとする。
- ア 建築基準法第2条第9号の2の耐火建築物又は同条第9号の3の準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。
		2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2の準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造

		<p>は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。</p> <p>2 建築基準法第2条第7号の耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。</p> <p>2 建築基準法第2条第7号の耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準法第2条第7号の耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項の特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(イ) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料にしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているこ

と。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(平28条例32・一部改正)

(職員)

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第1項の規定により置かれた保育士のうちから、保育の提供に関する責任者を1人選任するものとする。

(平27条例46・一部改正)

(準用)

第31条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者(第31条において読み替えて準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(A型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A型)」とする。

(平31条例5・一部改正)

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所

B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち3分の2以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(平27条例46・一部改正)

(準用)

第33条 第24条から第26条まで、第29条及び第30条第4項の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第33条において読み替えて準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、第30条第4項中「第1項」とあるのは「第32条第1項」と、「保育士」とあるのは「同項の保育従事者」とする。

(平31条例5・一部改正)

第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第34条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、衛生的な調理設備、便所及び手洗用設備を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、1室ごとに9.9平方メートル(当該1室で保育する乳児又は前号の幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上とすること。

(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、衛生的な調理設備、便所及び手洗用設備を設けること。

- (5) 調理設備を保育室等に設ける場合は、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分とを安全な方法で区画すること。
- (6) 手洗用設備は、乳幼児用のものと乳幼児用以外のものをそれぞれ設けること。
- (7) 保育室又は遊戯室の面積は第4号の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は当該幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (8) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (9) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第29条第9号に掲げる要件に該当するものとする。

(職員)

第35条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第37条 第24条から第26条まで及び第30条第4項の規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（以下「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第37条において読み替えて準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と、第30条第4項中「第1項」とあるのは「第35条第1項」と、「保育士」とあるのは「家庭的保育者」とする。

(平31条例5・一部改正)

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項の措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項の母

子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は乳幼児の保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育事業として行われる保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育

- (5) 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市長が認めるものにおいて行う保育

(令2条例9・令3条例30・一部改正)

(設備及び備品)

第39条 居宅訪問型保育事業者が居宅訪問型保育事業を行う事業所には、当該居宅訪問型保育事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第40条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第41条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号の乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第42条の障害児入所施設をいう。)その他の市長の指定する施設(以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)

第42条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

(平31条例5・一部改正)

第5章 事業所内保育事業

第1節 通則

(利用定員の設定)

第43条 事業所内保育事業を行う者(以下この章において「事業所内保育事業者」という。)は、

次の表の左欄に掲げる利用定員の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて市長が定める乳幼児の数以上の定員枠を設けなければならない。

利用定員の数	その他の乳幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人又は7人	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上	20人

第2節 保育所型事業所内保育事業

（設備の基準）

第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は当該幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。

- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものとする。

ア 建築基準法第2条第9号の2の耐火建築物又は同条第9号の3の準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2の準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。 2 建築基準法第2条第7号の耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。</p> <p>2 建築基準法第2条第7号の耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
-----	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と当該調理室の部分が建築基準法第2条第7号の耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項の特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料にしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（平28条例32・一部改正）

（職員）

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(平27条例46・一部改正)

(連携施設に関する特例)

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1項(ただし書及び第3号を除く。)の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの(以下「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項(ただし書、第1号及び第2号を除く。)の規定にかかわらず、同項第3号に係る連携施設を確保しないことができる。

(平31条例5・令2条例9・一部改正)

(準用)

第47条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者(第47条において読み替えて準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(平31条例5・一部改正)

第3節 小規模型事業所内保育事業

(職員)

第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部

を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち3分の2以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(平27条例46・一部改正)

(準用)

第49条 第24条から第26条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において読み替えて準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号及び第9号において同じ。)」とする。

(平31条例5・一部改正)

第6章 雑則

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等は、記録、作成その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(令3条例30・追加)

(委任)

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(令3条例30・旧第50条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備法」という。）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成27年4月1日)

(食事の提供の経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（以下「施設等」という。）が、施行日以後に法第34条の15第2項の規定による家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条（家庭的保育事業及び小規模保育事業C型に係る部分に限る。）、第22条第5号（調理設備に係る部分に限る。）及び第6号、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）、第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第5号並びに第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

(平31条例5・一部改正)

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設等が、施行日以後に家庭的保育事業（第22条の家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た場合においては、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第5号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(平31条例5・追加)

(連携施設に関する経過措置)

- 4 家庭的保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項（ただし書、第1号及び第3号を除く。）の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、同項第2号に係る連携協力を行う連携施設を確

保しないことができる。

(平31条例5・旧第3項繰下・一部改正)

- 5 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項（ただし書、第1号及び第2号を除く。）の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、同項第3号に係る連携施設を確保しないことができる。

(平31条例5・旧第4項繰下・一部改正、令2条例9・一部改正)

(家庭的保育事業に関する経過措置)

- 6 施行日の前日に整備法第6条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第6条の3第9項の家庭的保育事業を行っていた者が、乳幼児の保育を行う専用の部屋を旧法第6条の3第9項の家庭的保育者の居宅その他の場所の建物の3階以上に設置しており、かつ、施行日以後も引き続き当該専用の部屋を用いて法第34条の15第2項の規定による認可を受けて家庭的保育事業を行う場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第22条第1号及び第2号の規定は、適用しない。

(平31条例5・旧第5項繰下)

(保育従事者に関する経過措置)

- 7 施行日から起算して5年を経過する日までの間は、家庭的保育者又は家庭的保育補助者を第32条及び第48条に規定する保育従事者とみなしてこれらの規定を適用する。

(平31条例5・旧第6項繰下)

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

- 8 第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

(令元条例28・追加)

附 則（平成27年6月条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月条例第82号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年5月条例第32号）

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年12月条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年2月条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月条例第30号）

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1条中横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第84条第4項ただし書の改正規定及び第2条中横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第38条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

○横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）

制 定 平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 34 条第 2 項の規定に基づき特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるとともに、法第 46 条第 2 項の規定に基づき特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

(1) 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 9 項の家庭的保育事業をいう。

(2) 小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項の小規模保育事業をいう。

(3) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項の居宅訪問型保育事業をいう。

(4) 事業所内保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項の事業所内保育事業をいう。

(5) 法定代理受領 法第 27 条第 5 項(法第 28 条第 4 項において準用する場合を含む。)又は法第 29 条第 5 項(法第 30 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(6) 特別利用地域型保育 法第 30 条第 1 項第 2 号の特別利用地域型保育をいう。

(7) 特定利用地域型保育 法第 30 条第 1 項第 3 号の特定利用地域型保育をいう。

（特定教育・保育施設等の一般原則等）

第 3 条 特定教育・保育施設等は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設(児童福祉法第 7 条第 1 項の児童福祉施設をいう。)その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号)第 2 条第 2 号の暴力団、同条第 4 号の暴力団員等、同条

第 5 号の暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第 37 条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員(法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型(横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 47 号)第 29 条の小規模保育事業 A 型をいう。)及び小規模保育事業 B 型(同条例第 32 条第 1 項の小規模保育事業 B 型をいう。)にあつてはその利用定員の数を 6 人以上 19 人以下、小規模保育事業 C 型(同条例第 34 条の小規模保育事業 C 型をいう。)にあつてはその利用定員の数を 6 人以上 10 人以下、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を 1 人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第 43 条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号ハの共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハの共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

6 特定地域型保育事業者(家庭的保育事業を行うものに限る。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第 42 条第 1 項(ただし書、第 1 号及び第 3 号を除く。)の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して 5 年を経過する日までの間、同項第 2 号に係る連携協力を行う連携施設を確保しないことができる。

7 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第 42 条第 1 項(ただし書、第 1 号及び第 2 号を除く。)の規定にかかわらず、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間、同項第 3 号に係る連携協力を行う連携施設を確保しないことができる。

厚生労働省通知

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて

平成 26 年 9 月 5 日 雇児発 0905 第 2 号
各都道府県・各指定都市・各中核市民生
主幹部(局)長宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 34 条の 16 第 2 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)が平成 26 年 4 月 30 日に公布されたところだが、その運用上の取扱いに関する留意事項は下記のとおりであり、各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 趣旨

平成 24 年度に成立した子ども・子育て関連 3 法において、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の 4 事業(以下「家庭的保育事業等」という。)については、法に市町村認可事業として位置づけられ、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に規定する確認を受けた上で地域型保育給付の対象とされたところ。

家庭的保育事業等は、大都市部の待機児童対策、児童人口減少地域の保育基盤維持など地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、多様な主体が多様なスペースを活用して、乳幼児の健やかな成長を支援するものであり、市町村が認可した質の高い保育を提供するものであること。

2 総則

(1) 外部評価について(第 5 条第 4 項)

今回、家庭的保育事業者等については、外部評価を受審するよう努力義務が課せられたところであり、5 年に 1 度程度の受審が可能となるよう、公定価格上の評価も行うこととしていることから、積極的に外部評価を受審するよう努めること。

(2) 連携施設について(第 6 条・第 45 条・附則第 3 条関係)

家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。以下この(2)及び(3)において同じ。)については、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、①～③までに掲げる事項にかかる連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保する必要がある。

ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業者を除く。以下この(2)及び(3)において同じ。)を行う家庭的保育事業者等についてはこの限りでない。

① 保育内容の支援について(第 6 条第 1 号)

保育内容の支援については、3 歳児に近い 2 歳児に対する集団保育の体験機会の

提供のほか、具体的な連携内容の例として以下のようなものが想定されるが、当該提供する保育の内容等を踏まえ、連携施設からの必要な支援内容を設定する必要がある。

(i) 給食に関する支援について

給食については、家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)内で調理する方法(当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。以下「自園調理」という。)を原則としつつも、事業規模と負担を勘案し、第16条第1項各号の要件を満たす家庭的保育事業者等については、連携施設を含む(3)の搬入施設から搬入する方法を認めることとしている。

このことを踏まえ、例えば、連携施設から搬入を行う場合には、連携施設が献立を作成し、離乳食対応やアレルギー児対応、体調不良児対応などを含め、給食の調理、搬入を行うことなどが、自園調理の場合には、献立の作成に関する助言を行うことなどが考えられる。

なお、連携施設から搬入を行う場合、献立作成を含めた給食調理、搬入方法、費用負担に係る取り決め、契約が必要であることに留意すること。

(ii) 嘱託医(健康診断)について

連携施設と家庭的保育事業等で同一の嘱託医に委嘱する場合に、必要に応じ、連携施設と家庭的保育事業等の合同で健康診断を行うことが考えられる。

(iii) 園庭の開放

家庭的保育事業者等から求めがある場合に、連携施設は、当該連携施設の運営に支障のない範囲で園庭を開放することが考えられる。

(iv) 合同保育

家庭的保育事業者等から求めがある場合に、連携施設は、当該連携施設の運営に支障のない範囲で合同による保育を行うことが想定される。

特に、集団保育の必要性が生じてくる2歳児について、保育のグループ単位が小さくなりがちなことから、定期的な合同保育の場により、集団保育の機会を確保することを目的とし、3歳児からの円滑な集団保育につなげることを意図しているもの。

このほか、発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見、適切な保護者・家庭支援について、連携施設におけるノウハウ等を活用し、連携先において適切な助言・相談を行うこと等も考えられる。

② 代替保育の提供について(第6条第2号)

具体的な連携内容としては、家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、連携施設が代わって保育を提供することが考えられる。

また、家庭的保育事業所等の職員が研修を受講する場合に、連携施設が代わって保育を提供することも考えられる。

③ 卒園後の受け皿の設定について(第6条第3号)

家庭的保育事業所等は、乳児又は満3歳未満の幼児を受入対象とした施設であり、卒園後の確実な受け皿があることにより、保護者の安心、ひいては事業の安定性の確保につながることから、当該受け皿としての連携施設を確保することが重要である。

連携施設の設定に当たっては、必ずしも1事業につき1連携施設を設定する方法

に限らず、1事業の卒園児を複数の連携施設で受け入れる方法や、複数の事業の卒園児を複数の連携施設で受け入れる方法も考えられる。

このため、連携施設については、認可施設に限ることとしたうえで、受け皿対象となる施設に関するルールについて、地域における必要性に応じ、市町村がルールを定めることとし、当該ルールに基づき、各事業者が確保することを基本とした上で、公立施設を連携施設として設定することや、当該事業所に連携施設をあっせん・調整するなど、市町村が積極的な関与・役割を果たすことが望ましい。

(3) 食事の提供等について(第14条から第16条まで関係)

家庭的保育事業者等は、食事を提供する際には、自園調理により行わなければならない。(第15条第1項)。

その際、円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の施設の栄養士に囑託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設けること。

なお、調理業務の委託については、保育所と同様に可能な取扱いとしていること。

また、以下の(i)～(v)の要件をいずれも満たした家庭的保育事業者等については、第15条第1項の規定にかかわらず、①～③までに規定する搬入施設から食事を搬入することを可能としている。この場合において、当該食事の提供について上記の方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

<搬入施設から搬入を行う際の要件>

- (i) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること
- (ii) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること
- (iii) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする
- (iv) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること
- (v) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること

<家庭的保育事業所等に食事の搬入を行う搬入施設>

- ① 連携施設
- ② 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- ③ 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、①②に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。)

(4) 家庭的保育事業所等内部の規程について(第18条関係)

家庭的保育事業者等は、次の運営についての重要事項に関する規程を園則や運営規程

として定めること。なお、次の定めるべき事項のうち、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、当該別途定めている規定を示せば足りることとする。

1 事業の目的及び運営の方針

家庭的保育事業等としての目的及び運営の方針を記すこと。

2 提供する保育の内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に準じ、家庭的保育事業等の特性に留意して、提供する保育のほか、障害児の受入れ体制等その事業の提供する保育についても積極的に記すこと。

3 職員の職種、員数及び職務の内容

園長、保育士、保育従事者、嘱託医、調理員など、職員の職種、員数及び職務内容について記すこと。

4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

保育の提供を行う日時及び行わない日を明確に記すこと。

5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第43条の規定を踏まえ、適切に記すこと。

6 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

子ども・子育て支援法第19条第1項第3号のうち、乳児又は満3歳未満の幼児それぞれに利用定員を記すこと。

7 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

家庭的保育事業等に係る利用の開始、終了に関する事項や利用に当たっての留意事項を記すこと。

8 緊急時等における対応方法

緊急時等における対応方針について、関係機関や保護者との連絡方法など記すこと。なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。

9 非常災害対策

火災や地震などの、非常災害等に対する対策を記すこと。なお、別途、非常災害対策等を定めている場合においては、その旨を記すこと。

10 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止のために講じている対策について記すこと。

11 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項について記すこと。

(5) 賠償責任保険

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第50条において準用する第32条第4項において、その提供した保育により賠償すべき事故が発生した場合については損害賠償を速やかに行うことが規定されていることから、家庭的保育事業者等については事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することを可能な限り検討すること。

3 家庭的保育事業について(第22条から第26条まで関係)

(1) 設備の基準について

家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)で保育を提供する事業であり、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所で実施するものとする。

- ① 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- ② ①に掲げる専用の部屋の面積は、9.9m²(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9m²に3人を超える人数1人につき3.3m²を加えた面積)以上であること。
- ③ 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- ④ 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- ⑤ 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。⑥において同じ。)があること。
- ⑥ ⑤に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3m²以上であること。
- ⑦ 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施すること。

(2) 職員について

- (i) 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

ただし、①調理業務の全部を委託する場合、②搬入施設から食事を搬入する場合のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (ii) 家庭的保育者は、市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、①保育を行っている乳幼児の保育に専念でき、②法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号の欠格要件のいずれにも該当しない者、のいずれの要件も満たす者とする。

- (iii) 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

(3) 保育時間について

家庭的保育事業における保育時間は、1日8時間を原則として、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者が定めるものとする。

(4) 保育内容について

家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(5) 保護者との連絡について

家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

4 小規模保育事業について(第27条から第36条まで関係)

小規模保育事業は、利用定員6人から19人までと定められた施設であり、従来の保育所の規模に満たない事業についても、保育の質を担保したうえで、地域の保育の受け皿として確保するため、子ども・子育て支援新制度において、市町村認可事業として位置づけたものである。

このため、現行の認可外保育施設やへき地保育所、グループ型小規模保育事業などから

幅広く認可事業に移行していただくため、乳幼児の保育に直接従事する職員を保育士に限る A 型に加え、保育に従事する職員の半数以上を保育士とする B 型、現行のグループ型小規模保育事業からの移行を前提とした C 型と事業類型を設定したところ。

ただし、保育の質を確保する観点や事業特性として小規模であることを踏まえ、保育所よりも手厚い人員配置としていることに留意すること。

I 小規模保育事業 A 型について

(1) 設備の基準について

小規模保育事業 A 型を行う事業所(以下「小規模保育事業所 A 型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- ① 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所 A 型については、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- ② 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は①の幼児 1 人当たり 3.3m² 以上とすること。
- ③ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- ④ 満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 A 型には、保育室又は遊戯室、屋外遊技場、調理設備及び便所を設けること。ただし、屋外遊技場については、自園内に設置できない場合には、他の公的施設の敷地その他の付近の屋外遊技場に代わるべき場所で代替することも可能とすること。
- ⑤ 保育室又は遊戯室の面積は、④の幼児 1 人当たり 1.98m² 以上とするとともに、屋外遊技場の面積については、④の幼児 1 人当たり 3.3m² 以上の広さを確保すること。
- ⑥ 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- ⑦ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を 2 階以上に設ける場合の設備等については、
 - ・建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること(第 28 条第 7 号イ)
 - ・保育室等が設けられている階に応じ、その区分ごとに、以下の表に掲げる施設や設備が 1 以上設けられていること(第 28 条第 7 号ロ)
 - ・保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること(第 28 条第 7 号へ)
 など、防火上、耐火上の観点から第 28 条第 7 号に規定する基準を満たすこと。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。) 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

(2) 職員について

- ① 小規模保育事業所 A 型については、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。調理員については、原則として置く必要があるが、(i)調理業務の全部を委託する場合、(ii)搬入施設から食事を搬入する場合のいずれかに該当する場合には、置かないことができる。
- ② 子どもを直接処遇する保育士の配置基準については、以下の区分に応じ、区分ごとに定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。
- ・乳児 おおむね 3 人につき 1 人
 - ・満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人
 - ・満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 20 人につき 1 人
 - ・満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人
- ③ 保育士の算定に当たっては、現在の保育所同様に、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限り保育士と見なすことができる。

(3) その他

保育時間、保育内容、保護者との連絡については、家庭的保育事業と同様の取扱いとすること。

II 小規模保育事業 B 型について

(1) 職員について

- ① 小規模保育事業 B 型を行う事業所(以下「小規模保育事業所 B 型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下 II において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置く必要がある。調理員については、原則とし

て置く必要があるが、(i)調理業務の全部を委託する場合、(ii)搬入施設から食事を搬入する場合のいずれかに該当する場合には、置かないことができる。

② 子どもを直接処遇する保育従事者の配置基準については、以下の区分に応じ、区分ごとに定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

- ・乳児 おおむね3人につき1人
- ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
- ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

また、保育従事者のうち、半数以上を保育士とすること。

③ 保育士の算定に当たっては、現在の保育所同様に、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を1人に限り保育士と見なすことができる。

④ 小規模保育事業所B型の保育従事者については、可能な限り、保育士とすることが望ましいこと。

(2) その他

小規模保育事業所B型の設備の基準は、小規模保育事業A型と同様のものとする。

また、保育時間、保育内容、保護者との連絡については、家庭的保育事業と同様の取扱いとすること。

Ⅲ 小規模保育事業C型について

(1) 設備の基準について

小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- ① 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- ② 乳児室又はほふく室の面積は、家庭的保育事業における基準との整合性を考慮し、乳児又は①の幼児1人につき3.3m²以上とすること。
- ③ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- ④ 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊技場、調理設備及び便所を設けること。
- ⑤ 保育室又は遊戯室の面積は、家庭的保育事業における基準との整合性を考慮し、④の幼児1人につき3.3m²以上とすること。
- ⑥ 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- ⑦ 保育室等を2階以上に設ける建物についての取扱いは、小規模保育事業A型の取扱いと同様のものとする。

(2) 職員について

小規模保育事業C型については、家庭的保育事業と同様に、職員の配置を確保すること。

(3) 利用定員について

小規模保育事業C型については、利用定員を6人以上10人以下とすること。

(4) その他

保育時間、保育内容、保護者との連絡については、家庭的保育事業と同様の取扱いとすること。

5 居宅訪問型保育事業について(第37条から第41条まで関係)

(1) 居宅訪問型保育事業について

居宅訪問型保育事業については、保育を必要とする乳幼児の居宅において以下に規定する保育を提供するものとし、家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は 1 人とする。

- ① 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- ② 子ども・子育て支援法第 34 条第 5 項又は第 46 条第 5 項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- ③ 法第 24 条第 6 項に規定する措置に対応するために行う保育
- ④ 母子家庭等(母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 4 項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育
- ⑤ 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育

(2) 設備及び備品について

居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えること。

(3) 連携施設について

居宅訪問型保育事業については、保育を必要とする児童の家庭等で保育を行うことが想定され、保育を行う場所が 1 か所に限られないことから、保育内容の支援、卒園後の受け皿の確保の両面を考慮しても、一律に連携施設を設定することは求めないが、当該提供する保育の性質にかんがみ、当該保育を受ける乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ適切な専門的な支援が受けられるよう、市町村の指定する障害児入所施設や児童発達支援事業所及び医療機関等を居宅訪問型保育連携施設として適切に確保する必要がある。

(4) その他

食事の提供については、保育を必要とする乳幼児の居宅で行うことを想定していることから、食事の提供を行わないものとする。

その他、保育時間、保育内容、保護者との連絡については、家庭的保育事業と同様の取扱いとすること。

6 事業所内保育事業について(第 42 条から第 48 条まで関係)

(1) 利用定員について

事業所内保育事業者については、第 42 条の規定のとおり、法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠(以下「地域枠」という。)を設けなくてはならない。

I 保育所型事業所内保育事業について

(1) 設備の基準について

事業所内保育事業のうち、利用定員が 20 人以上のもの(以下「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- ① 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業所内保育事業所については、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

- ② 乳児室の面積は、乳児又は①の幼児 1 人につき 1.65m² 以上とすること。
- ③ ほふく室の面積は、乳児又は①の幼児 1 人につき 3.3m² 以上とすること。
- ④ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- ⑤ 満 2 歳以上の幼児を利用させる保育所型事業所内保育事業所については、保育室又は遊戯室、屋外遊技場、調理室及び便所を設けること。ただし、屋外遊技場については自園内に設置できない場合については、他の公的施設の敷地その他の付近の屋外遊技場に代わるべき場所で代替することも可能とする。
- ⑥ 保育室又は遊戯室の面積は、⑤の幼児 1 人につき 1.98m² 以上、屋外遊技場の面積は、⑤の幼児 1 人につき 3.3m² 以上とすること。
- ⑦ 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- ⑧ 保育室等を 2 階以上に設ける場合の設備等については、
- ・ 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること
 - ・ 保育室等が設けられている階に応じ、その区分ごとに、以下の表に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること
 - ・ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること
- など、防火上、耐火上の観点から第 43 条第 8 号に規定する基準を満たすこと。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
-----	---

(2) 職員について

- ① 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。調理員については、原則として置く必要があるが、①調理業務の全部を委託する場合、②搬入施設から食事を搬入する場合のいずれかに該当する場合には、置かないことができる。
- ② 子どもを直接処遇する保育士の配置基準については、以下の区分に応じ、区分ごとに定める数の合計した数以上とする。
- ・乳児 おおむね3人につき1人
 - ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
 - ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
 - ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

を保育士で満たす必要があること。

保育士の算定に当たっては、現在の保育所同様に、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り保育士と見なすことができる。

(3) 連携施設について

保育所型事業所内保育事業所については、保育所と同等の規模を有することから、第45条の規定のとおり、①保育内容の支援や②代替保育の実施については連携施設の設定を求めないこととするが、第42条に規定する地域枠の乳児又は幼児については、当該事業が満3歳未満の乳幼児を対象とした事業であることから、③卒園後の受け皿については連携施設の設定を行う必要がある。

(4) その他

なお、事業所内保育事業については、その事業特性にかんがみ、乳幼児に対する食事の提供が適切に行われる前提で、事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を活用することも可能な取扱いとする。(保育所型事業所内保育事業所及びⅡの小規模型事業所内保育事業所のいずれにおいても可能。)

その他、保育時間、保育内容、保護者との連絡については、家庭的保育事業と同様の取扱いとすること。

Ⅱ 小規模型事業所内保育事業について

(1) 職員について

- ① 事業所内保育事業のうち利用定員が19人以下のもの(以下「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都

道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下Ⅱにおいて「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。調理員については、原則として置く必要があるが、①調理業務の全部を委託する場合、②搬入施設から食事を搬入する場合のいずれかに該当する場合には、置かないことができる。

② 子どもを直接処遇する保育従事者の配置基準については、以下の区分に応じ、区分ごとに定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

- ・乳児 おおむね3人につき1人
- ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
- ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

また、保育従事者のうち半数以上を保育士とすること。

③ 保育士の算定に当たっては、現在の保育所同様に、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り保育士と見なすことができる。

④ 小規模型事業所内保育事業所の保育従事者については、小規模保育事業所B型と同様に、可能な限り、保育士とすることが望ましいこと。

(2) その他

小規模型事業所内保育事業所の設備の基準については、小規模保育事業所A型と同様の取扱いとする。

保育時間、保育内容、保護者との連絡については、家庭的保育事業と同様の取扱いとすること。

7 経過措置について

(1) 食事の提供の経過措置について(附則第2条)

上記のとおり、本省令の施行後、家庭的保育事業等(居宅訪問型事業を除く。以下この(1)において同じ。)を行う者には、調理員の配置及び調理室又は調理設備の設置を行う必要があるが、この省令の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、本省令の施行日以降、家庭的保育事業等の認可を得た場合については、省令の施行の日から5年を経過する日までの間、調理員の配置及び調理室又は調理設備の設置を要しないこととした。

(2) 連携施設について(附則第3条)

家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

なお、連携施設の設定に当たっては、2.(2)のとおり、市町村が積極的な関与・役割を果たすことが望ましい。

(3) 小規模保育事業B型等の特例について(附則第4条)

家庭的保育者及び家庭的保育補助者については、この省令の施行の日から起算して5年間を経過する日までの間、小規模保育事業B型や小規模型事業所内保育事業で求められている保育従事者とみなす。

(4) 利用定員の特例について(附則第5条)

小規模保育事業C型にあつては、この省令の施行の日から起算して5年間を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とする。

厚生労働省通知

○家庭的保育事業等の認可等について

平成 26 年 12 月 12 日雇児発 1212 第 6 号
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長長宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法(注)において、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(以下、「家庭的保育事業等」という。)が市町村(特別区を含む。以下同じ。)の認可事業とされ、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 34 条の 15 第 3 項各号に家庭的保育事業等の認可に関する審査基準等が定められるとともに、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から家庭的保育事業等の認可に係る申請があった場合には、認可するものとするとしてきたことから、今般、家庭的保育事業等の認可指針を下記のとおり定めたので、貴職において家庭的保育事業等の認可を行う際に適切に配意願いたい。

(注) 子ども・子育て関連 3 法・・・子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)

記

第 1 家庭的保育事業等の認可の指針

1 認可制度について

法第 34 条の 15 第 3 項各号に家庭的保育事業等の認可に関する審査基準等が定められるとともに、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から家庭的保育事業等の認可に係る申請があった場合には、認可するものとするとしており、認可に当たっては、法の規定を踏まえて審査を行うこと。

2 地域の状況の把握及び家庭的保育事業等の認可に係る基本的な需給調整の考え方
子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 26 年 7 月 2 日内閣府告示第 159 号。(以下「基本指針」という。))に即し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、子ども・子育て支援事業計画を定めることとされており、市町村においては、当該計画を勘案し、基本指針第三の二の 2 の(二)の(2)「市町村の認可に係る需給調整の考え方」を踏まえて、家庭的保育事業等の認可申請への対応を検討すること。

3 家庭的保育事業等の認可申請に係る審査等

家庭的保育事業等認可申請については、2 を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。

(1) 定員

家庭的保育事業等の定員は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。)にあつては6人以上10人以下(ただし、同省令附則第5条の規定に基づき、同省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、6人以上15人以下とすることができる。)、居宅訪問型保育事業にあつては1人、事業所内保育事業にあつては、同省令第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの合計人数に係る定員枠を設けること。

(2) 社会福祉法人又は学校法人による認可申請

認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)は、法第34条の16第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準によって審査すること。

(3) 社会福祉法人及び学校法人(以下「社会福祉法人等」という。)以外の者による認可申請

社会福祉法人等以外の者から家庭的保育事業等の認可に関する申請があつた場合には、法第34条の16第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、法第34条の15第3項各号に掲げられた基準によって審査すること。その際の基準については以下のとおりであること。

ア 当該家庭的保育事業等を経営するために、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)も参考に、事業規模に応じた、必要な経済的基礎があると市町村が認めること。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については、直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

イ 当該家庭的保育事業等の経営者(その者が法人である場合にあつては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))とする。以下同じ。)が社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、(ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。

ただし、(イ)については、事業者の事業規模等に応じ、市町村が認める場合に必要に応じて要件を課すこととする。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等をいうこと。

(ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

(ウ) 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

(4) 社会福祉法人等以外の者に対する認可の際の条件

社会福祉法人等以外の者に対して家庭的保育事業等の認可を行う場合については、以下の条件を付すことが望ましいこと。

ア 法第34条の16第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第50条により準用された同令第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。

ウ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び別紙1の借入金明細書、及び別紙2の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。

エ 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市町村長に対して提出すること。

(ア) 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し市町村が必要と認める書類

(イ) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、別紙1の借入金明細書、別紙2の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

(5) 認可の取消しについて

市町村長は、法第58条第2項に規定を踏まえ、家庭的保育事業等が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該家庭的保育事業等に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該家庭的保育事業等がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該家庭的保育事業等がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを検討すること。

ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを検討すること。

第2 実施期日等

この通知は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的な勧告に当たるものである。

別紙1・2 略

厚生労働省通知

○社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について

平成 26 年 12 月 12 日

雇児発 1212 第 2 号・社援基発第 1212 第 3 号
各都道府県・各指定都市・各中核市民生部(局)
長宛通知

子ども・子育て支援新制度において、新たに児童福祉法に位置づけられる小規模保育事業(利用定員が 10 人以上であるものに限る。)については、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 3 項第 2 号に規定する第 2 種社会福祉事業として位置づけられることとされており、社会福祉法人が社会福祉事業を行う場合、その事業の特性上、安定的、継続的に行う必要があることから、原則として、直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることとしている。

しかし、小規模保育事業については、地域の実情に応じて多様な保育ニーズにきめ細かく対応することを目的としている事業であり、土地等の確保が難しい都市部においても着実に事業を実施し、待機児童の解消等の喫緊の課題に対応する必要があること等から、現行の保育所の取扱いを踏まえ、下記のとおりとするので、貴職において適切に配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

- 1 社会福祉法人が営む小規模保育事業(利用定員が 10 人以上であるものに限る。)については、保育所と同様に、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知)第 1 の 1 及び 2 に準じた取扱いとすること。
- 2 この通知は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)の施行の日から施行する。

横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱

制 定 平成 27 年 3 月 26 日こ保整第 1465 号（局長決裁）
最近改正 令和 4 年 4 月 1 日ここ施第 24 号（局長決裁）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 15 第 2 項の規定に基づく家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の認可（以下「認可」という。）及び認可内容の変更等並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 47 号。以下「認可基準条例」という。）及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号。以下「確認基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な認可・確認等を行うことを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 家庭的保育者

家庭的保育事業及び小規模保育事業 C 型における、法第 6 条の 3 第 1 項第 9 号並びに認可基準条例第 23 条第 1 項及び第 35 条第 1 項に規定する家庭的保育者をいう。

(2) 補助員

家庭的保育事業及び小規模保育事業 C 型における、認可基準条例第 23 条第 3 項及び第 35 条第 2 項に規定する家庭的保育補助者をいう。

（定員）

第 3 条 家庭的保育事業等の定員は、原則として各年齢別に定めるものとし、1 歳児から 2 歳児までの各年齢の定員は、1 つ下の年齢の定員以上の数にするものとする。

2 家庭的保育事業等の利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。

（建物の構造）

第 4 条 認可基準条例第 5 条第 2 項を満たす小規模保育事業及び事業所内保育事業を設置する建物の構造は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあっては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。

(2) 新耐震基準を満たし、耐震上の問題がないこと。（昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認済証が交付されている建物の場合は、耐震調査を実施して問題がないもの又は耐震補強済みのもの）

（建物・設備基準）

第 5 条 家庭的保育事業等の構造及び設備は、認可基準条例、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）のほか、次の基準による設備を有しなければならない。

(1) 基準設備・面積等

ア 家庭的保育事業

設備区分	基準設備・面積等
乳幼児の保育を行う専用の部屋	0歳児及び1歳児を同じ部屋で保育する場合は、ベビーフェンス等で区画すること。
屋外遊戯場	屋外遊戯場の面積は、児童が実際に遊戯できる面積である。屋外遊戯場を設けられない場合は、児童の歩行速度で概ね5分程度の範囲内で到着できる公園、広場、寺社境内等で差支えないこと。
調理設備又は調理室	認可定員に見合う設備及び面積を有し、安全面に充分配慮し区画すること。

イ 小規模保育事業及び小規模型事業所内保育事業

設備区分	基準設備・面積等
乳児室又はほふく室	0歳児及び1歳児を同じ部屋で保育する場合は、ベビーフェンス等で区画すること。
屋外遊戯場	屋外遊戯場の面積は、児童が実際に遊戯できる面積である。屋外遊戯場を設けられない場合は、児童の歩行速度で概ね5分程度の範囲内で到着できる公園、広場、寺社境内等で差支えないこと。
調理設備又は調理室	認可定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁等で区画すること。
便所	児童10人に対して1個設けること。

乳幼児の保育を行う専用の部屋、乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室の面積は有効面積で算出し、その他の面積は壁芯面積で算出すること。

この場合における有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものをいう。

- (ア) 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚
- (イ) 吊り押入れ、吊り戸棚（床上140cmの空間を確保したものを除く。）
- (ウ) 手洗い器
- (エ) ピアノ

ウ 保育所型事業所内保育事業

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第60号。)第42条に準ずる。

(2) 遊具等

保育室には、保育に必要な遊具を備えるとともに、医務室には必要な医薬品等を常備すること。

(職員の要件等)

第6条 職員の要件は、認可基準条例に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- 2 小規模保育事業及び事業所内保育事業における施設長は、法第34条の15第3項第3号に規定する福祉の実務を担当する幹部職員、かつ子ども・子育て支援法施行規則第39条第8号に規定する事業所の管理者をいう。
- 3 認可基準条例第30条第4項、第33条及び第37条に規定する保育の責任者については、前項の施設長を兼ねることができる。兼ねない場合は、保育の責任者が主任保育士の役割を担うこととする。
- 4 施設長は、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等、横浜市認定保育所、他都市の認証保育施設及び企業主導型保育事業において2年以上勤務した経験

を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

新たに設置認可を受けた小規模保育事業及び事業所内保育事業については、市長が特に認めた場合を除き、運営開始後3年間は施設長を変更しないこととする。

5 家庭的保育事業における家庭的保育者の要件は、認可基準条例に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 年齢満25歳以上満66歳未満のものであること。ただし、満66歳に達したときは、達した日以後における最初の3月31日までとする。

(2) 認可基準条例第23条第2項で規定する「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」は、次に掲げる者とする。

ア 看護師の免許を有する者

イ 幼稚園教諭の免許を有する者

ウ 1年以上の家庭的保育経験者（補助員含む）

(3) 市長が定める基礎研修を修了した者とする。ただし、前号に掲げる者は、市長が定める認定研修も修了しなければならない。

6 小規模保育事業C型における家庭的保育者の要件は、認可基準条例に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 認可基準条例第23条第2項で規定する「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」は、次に掲げる者とする。

ア 看護師の免許を有する者

イ 幼稚園教諭の免許を有する者

ウ 1年以上の家庭的保育経験者（補助員含む）

(2) 市長が定める基礎研修を修了した者とする。ただし、前号に掲げる者は、市長が定める認定研修も修了しなければならない。

7 補助員及び保育従事者の要件は、市長が定める基礎研修を修了した者とする。

（職員配置基準等）

第7条 職員配置等については、認可基準条例及びその他関係法令の定めによるものとする。ただし家庭的保育事業における家庭的保育者は、補助員を雇用し、児童の人数に関わらず原則複数で保育を行わなければならない。

2 保育の責任者（第6条第3項に掲げる保育の責任者を兼ねる施設長も含む。）も含めた保育従事者の数は、年齢別児童数を年齢別保育従事者配置基準数で除し、小数点1位（小数点2位以下切り捨て。）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

3 保育の責任者（第6条第3項に掲げる保育の責任者を兼ねる施設長も含む。）は保育士数に含めることもできる。

（保育時間・休園日）

第8条 家庭的保育事業等は原則として1日8時間以上の開所とする。ただし、改修等の補助を受けて開所する事業等は原則として1日11時間以上の開所とする。

2 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日の間とする。ただし、休日・年末年始保育実施事業所はこの限りではない。

（保育内容）

第9条 家庭的保育事業等における保育は、次の各号に基づき、乳幼児の最善の利益を考慮し、その

福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。

- (1) 家庭的保育事業等の保育は、「保育所保育指針」に基づき実施すること。
- (2) 本市が策定した「今後の重点保育施策（方針）」（平成15年7月）及び「今後の重点保育施策の推進策に関する報告書」（平成15年9月）の施策について、積極的な取り組みがなされるよう努めること。
- (3) 地域における子育て支援のため、その社会的役割を認識し、区役所等関係機関と連携し、行動すること。
- (4) 家庭的保育事業等は、認可基準条例第5条第6項の定めるところにより、福祉サービス第三者評価を受審・公表し、常にその改善を図るように努めること。

（名称）

第10条 家庭的保育事業等の名称は、既に認可された保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業の名称又はこれと紛らわしい名称を用いないこととする。

（保険への加入）

第11条 家庭的保育事業者等は保育を実施するにあたり、施設賠償責任保険、児童障害保険又はこれらに類すると認められる保険等に加入しなければならない。

第2章 社会福祉法人等以外の者による認可

（審査基準）

第12条 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者から家庭的保育事業等の認可に関する法第34条の15第3項に規定による審査は、次の各号の基準により審査するものとする。

- (1) 法第34条の15第3項第1号に定める「当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること」とは、次に掲げるア、イ及びウのいずれも満たすものであること。
 - ア 家庭的保育事業等の経営を行うために必要なすべての物件について所有権を有し、若しくは本市等から貸与若しくは使用許可を受け、さらに第14条に規定されている要件を満たしていること。
 - イ 家庭的保育事業等の年間事業費の6分の1に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
 - ウ 直近会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (2) 経営者（その者が法人である場合にあっては、当該法人の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。以下同じ。）が社会的信望を有すること。
- (3) 法第34条の15第3項第3号に定める「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、第6条第1項に該当するものである。さらに小規模保育事業、事業所内保育事業については、社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

（認可の条件）

第13条 社会福祉法人等以外の者に対して家庭的保育事業等の認可を行う場合については、以下の条件を付すことができる。

- (1) 法第34条の16第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

- (2) 収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- (4) 市長に対して、毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類を作成し、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して提出すること。
 - ア 前会計年度末における貸借対照表
 - イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
 - ウ 前号に定める家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度の貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）
 - エ 前号に定める家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

第3章 不動産の貸与を受けて設置する家庭的保育事業等の特例

（不動産の貸与を受けて運営する家庭的保育事業等の認可の基本方針）

第14条 不動産の貸与を受けて家庭的保育事業等を運営する場合は、事業等を経営する者が安定的、継続的に行われるために、以下の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (2) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (3) 賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。
- (4) 安定的な保育ができるよう当該賃貸借期間が賃貸契約書において10年以上、またはそれと同等と認められる場合。

第4章 認可及び認可内容変更手続

（事前協議）

第15条 事業認可の申請をしようとする者は、事業計画書を添付した「家庭的保育事業等認可事前協議書（第1号様式）」を提出するものとする。

2 市長は、前項に基づく提出があったときには、法第34条の15第3項各号に掲げる基準及び認可基準条例に適合するかどうかを確認するとともに、同条第4項に基づいて横浜市児童福祉審議会に意見を聴くものとする。

3 市長は、前項に基づく協議の結果を「家庭的保育事業等設置認可事前協議に係る選定結果について（採択通知）（第2号様式）」又は「家庭的保育事業等設置認可事前協議に係る選定結果について（不採択通知）（第3号様式）」により、申請者に通知するものとする。

（認可申請）

第16条 前条の協議の結果を踏まえ家庭的保育事業等を運営しようとする者は、規則第36条の36に基づき、「家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認申請書（第4号様式）」に必要な書類を添付して、市長へ事業認可の申請をするものとする。

（認可）

第17条 市長は、前条の規定に基づき申請された家庭的保育事業等の認可に関して、速やかにその内容を審査し、認可の可否を申請者に対して通知しなければならない。

2 市長は審査の結果、当該家庭的保育事業等の運営を認可する場合は「家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認通知書（第5号様式）」により、申請者に通知するものとする。

3 当該家庭的保育事業等の運営を認可しない場合は「家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の

設置不認可・確認することができない旨の通知書（第6号様式）」により、申請者に通知するものとする。

（内容変更の手続）

第18条 認可内容のうち認可を受けた者に大きく関わる事項（定員、事業規模等）の変更をしようとする場合は、あらかじめ市長に相談をするものとする。

2 認可内容の変更をしようとする者は、規則第36条の36に基づき「家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業認可・確認内容変更届（第7号様式）」に必要な書類を添付して、期限までに市長へ届け出なければならない。

ただし、開所時間の変更に係る届出については、横浜市延長保育事業実施要綱に規定する「延長保育事業実施届（第1号様式）」をもって、これに変えることができる。

（廃止又は休止に関する協議）

第19条 家庭的保育事業等の廃止又は休止を行おうとする者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって市長の承認を受けなければならない。

2 建物等について国又は市の補助がなされた家庭的保育事業等を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって市長あてに協議しなければならない。

（廃止又は休止の手続）

第20条 家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとする者は規則第36条の37に基づき、前条に定める協議後、「家庭的保育事業等廃止（休止）承認申請書（第8号様式）」に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、廃止又は休止を承認する場合は「家庭的保育事業等廃止（休止）承認通知書（第9号様式）」により、承認しない場合は「家庭的保育事業等廃止（休止）不承認通知書（第10号様式）」により、申請者に通知するものとする。

第5章 確認等の手続

（確認等の手続）

第21条 子ども・子育て支援法第43条第1項、第44条、第47条の規定に基づく確認及び確認内容の変更に関する手続きは、第16条から第18条の規定を準用し、同法第48条の規定に基づく確認の辞退に関する手続は、別に定める様式により、第4章に定める設置認可等の手続と併せて行うものとする。

第6章 事業改善措置等

（事業者に対する措置）

第22条 市長は、家庭的保育事業等の設備又は運営が認可基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 法第34条の17第3項の規定に基づく改善の勧告又は命令を「家庭的保育事業等の改善の勧告（命令）について（通知）（第11号様式）」により、申請者に通知するものとする。
- (2) 法第34条の17第4項の規定に基づく事業の制限又は停止の命令を「家庭的保育事業等の事業の停止命令について（通知）（第12号様式）」により、申請者に通知するものとする。
- (3) 法第58条第2項の規定に基づく認可の取消しを「家庭的保育事業等の認可の取消しについて（通知）（第13号様式）」により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、家庭的保育事業等の事業者が確認基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、別に定める様式により、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第51条第1項に基づく勧告又は同条第3項に基づく命令
- (2) 子ども・子育て支援法第52条第1項に基づく確認の取消し又は確認の効力の停止

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 月 日から施行する。

横浜市子ども・子育て支援法確認事務等取扱要綱

制定 平成 27 年 1 月 30 日こ企第 813 号（局長決裁）
最近改正 令和 3 年 4 月 1 日ここ施第 1 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 31 条及び第 43 条等に規定する確認について、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「規則」という。）に定める事項について必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

（確認申請に係る様式等）

第 3 条 規則第 29 条又は第 39 条に規定する確認を受けようとする者（法第 7 条第 4 項に規定する幼稚園を除く。以下「幼稚園」という。）は、別に定める様式により、必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 規則第 29 条及び第 39 条に規定する確認を受けようとする幼稚園は、確認申請書（第 1 号様式）を必要な書類を添えて提出しなければならない。

3 前項の申請をするにあたっては、規則第 29 条第 15 号又は第 39 条第 15 号に規定する誓約書（第 3 号様式）を添付しなければならない。

4 第 2 項の申請書の提出があった場合において、市長は審査の結果、法第 31 条又は第 43 条に規定する確認を行ったときは確認通知書（第 2 号様式）により、確認の要件を満たさないときは確認却下通知書（第 4 号様式）により、当該申請者へ通知する。

（利用定員の増員に係る確認変更申請に係る様式等）

第 4 条 規則第 31 条又は第 40 条に規定する確認の変更を受けようとする者（幼稚園を除く）は、別に定める様式により、必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 規則第 31 条及び第 40 条に規定する確認の変更を受けようとする幼稚園は、確認変更申請書（第 5 号様式）を必要な書類を添えて提出しなければならない。

3 前項の申請書の提出があった場合において、市長は審査等の結果、当該確認変更を認めるときは確認変更通知書（第 6 号様式）により、当該確認変更を認めないときは確認変更却下通知書（第 7 号様式）により、当該申請者へ通知する。

（確認の変更届等に係る様式等）

第 5 条 規則第 33 条又は第 41 条に規定する確認の内容に変更があった者（幼稚園を除く）は、別に定める様式により、必要な書類を添えて届け出なければならない。

2 規則第 33 条又は第 41 条に規定する確認の内容に変更があった幼稚園は、特定教育・保育施設確認内容変更届（第 8 号様式）に必要な書類を添えて届け出なければならない。

- 3 前項に規定する届出のうち、設置者の役員又はその長の変更に伴うものについては、規則第 33 条第 2 項又は第 41 条第 2 項に基づき、第 3 条第 2 項に規定する誓約書（第 3 号様式）を添付するものとする。

（確認の辞退に係る様式等）

第 6 条 法第 36 条又は第 48 条の規定により確認を辞退する場合には、確認辞退届出書（第 9 号様式）による。

- 2 前項の届出があった場合において、市長は当該届出を受理した旨（第 10 号様式）を通知する。

（勧告、命令等に係る様式等）

第 7 条 市長は、法第 39 条第 1 項又は第 51 条第 1 項の規定により、特定教育・保育の設置者又は特定地域型保育事業者に対し、勧告書（第 11 号様式）により勧告することができる。

- 2 市長は、法第 39 条第 4 項又は第 51 条第 3 項の規定により、前項の勧告に対し正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった者に対し、命令書（第 12 号様式）により当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（確認の取消に係る様式等）

第 8 条 市長は、法第 40 条又は第 52 条の規定により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の確認を、確認取消通知書（第 13 号様式）により取り消し、また確認効力停止通知書（第 14 号様式）によりその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出等）

第 9 条 特定教育・保育提供者は、規則第 46 条の規定に基づき、業務管理体制の整備に関する届出書（第 15 号様式）を提出しなければならない。

- 2 特定教育・保育提供者は、前項に規定する届出事項に変更があったときは、業務管理体制の整備に関する変更届出書（第 16 号様式）を提出しなければならない。
- 3 市長は、法第 57 条第 1 項の規定により、特定教育・保育提供者に対して、業務管理体制の整備に関する勧告書（第 17 号様式）により、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。
- 4 市長は、法第 57 条第 3 項の規定により、前項に規定する勧告に係る措置をとらなかった特定教育・保育提供者に対して、業務管理体制の整備に関する命令書（第 18 号様式）により、その勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

（みなし確認等）

- 2 法附則第 7 条ただし書に規定する経過措置に関する事項について、以下のとおり定める。

- (1) みなし認定こども園等は、規則附則第6条の規定により、みなし確認に関する書類（みなし第1号様式）を、誓約書（みなし第2号様式）、過去3年間の利用人数（みなし第3号様式）のほか、必要な図書を添えて提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号の書類を収受したときは、当該図書を収受した旨（みなし第4号様式）を通知する。
- (3) 規則附則第4条に規定する申出をする者は、別段の申出書（みなし第5号様式）を提出しなければならない。
- (4) 前号の届出があった場合において、市長は当該届出を受理した旨（みなし第6号様式）を通知する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第9号様式 削除

《問合先一覧》

内 容		所 管	電話番号
整備予定地について		保 育 対 策 課	045-671-4469
小規模保育事業の整備及び認可基準について		こ ども 施 設 整 備 課	045-671-4146
第三章 小規模保育事業の運営			
1	小規模保育事業への入所	保 育 ・ 教 育 認 定 課	045-671-0253
2	保育内容	保育・教育運営課運営・指導係	045-671-3564
		保育・教育支援課人材育成係	045-671-2397
3	施設長	こ ども 施 設 整 備 課	045-671-4146
4	職員配置	保育・教育運営課運営・指導係	045-671-3564
5	保育時間		
6	特別保育等		
	(1) 産休明け保育、障害児保育及び休日保育	保育・教育支援課人材育成係	045-671-2397
		保育・教育運営課運営・指導係	045-671-3564
	(2) 定員外入所	保 育 対 策 課	045-671-4469
	(3) 一時保育	保育・教育運営課運営・指導係	045-671-3564
	(4) 地域交流・地域子育て支援	保育・教育運営課運営・指導係	045-671-3564
地 域 子 育 て 支 援 課		045-671-4157	
(5) 年度限定保育	保 育 対 策 課	045-671-4469	
7	運営費の助成	保育・教育運営課運営・指導係	045-671-3564
8	小規模保育事業の経理		
9	小規模保育事業の給食	保育・教育支援課市立保育所係	045-671-2396